

名古屋市中央卸売市場の あり方基本方針

令和 5 年 3 月

名古屋市

目次

序章 名古屋市中央卸売市場のあり方基本方針策定の趣旨・契機	1
第1章 中央卸売市場を取り巻く環境と名古屋市場の現況	
1. 中央卸売市場を取り巻く環境	2
(1) 卸売市場法の改正	
(2) 食品衛生法の改正	
(3) 労働基準法の改正	
(4) 食料消費量の推移	
(5) 食料消費形態の変化	
(6) 各家庭における生鮮食料品等の購入先と小売業者の仕入先の実態	
(7) 卸売市場経由率の推移	
(8) 産地・実需者の大型化	
(9) 情報通信技術の進歩	
(10) 新型コロナウイルス感染症及び世界情勢の変動による影響	
2. 名古屋市場の現況	10
(1) 名古屋市場の概要	
(2) 名古屋市場の取扱状況と比較	
(3) 名古屋市場の供給先とその割合	
(4) 名古屋市場が抱える主な課題	
第2章 整備・運営の方向性	20
第3章 整備・運営の内容（全体像）	
1. あり方基本方針コンセプトと重点項目	25
(1) あり方基本方針コンセプト	
(2) あり方基本方針重点項目	
2. 取扱目標数量	26
(1) あり方基本方針における取扱目標数量の設定	
(2) 取扱目標数量と達成年次	

第4章 整備・運営の内容（具体的な取組・方向性）

【重点項目1：産地や消費者の期待に応える機能高度化】……………27

- （1）施設の有蓋化範囲の拡大
- （2）温度管理機能の充実
- （3）その他の衛生管理に係る取組の整備・検討
- （4）ニーズの多様化に応える加工場の整備
- （5）産地・実需者等との関係強化

【重点項目2：日本の中央に位置する地の利を活かした物流拠点】……………32

- （1）効率的な保管・配送機能の整備
- （2）情報通信技術導入のための環境整備
- （3）場内動線の効率化の検討
- （4）拠点市場に向けた物流の高度化の検討

【重点項目3：社会的要請に応え、地域と共生する市場】……………35

- （1）環境配慮の推進
- （2）福利厚生施設の整備
- （3）市場への消費者理解の醸成や食文化の維持及び発展

【重点項目4：災害時にも継続可能な生鮮食料品等の供給体制】……………36

- （1）災害対策の推進

【重点項目5：社会インフラであり続けるための効果的な市場運営】……………38

- （1）資産の有効活用
- （2）施設・設備保全計画の作成
- （3）場内秩序の維持・改善の検討
- （4）場内事業者の経営の安定化
- （5）整備・運営に係る官民連携手法の導入検討

第5章 整備・運営の内容（主な施設配置等）……………45

- （1）機能配置案及び整備スケジュール（本場）
- （2）機能配置案及び整備スケジュール（北部市場）
- （3）整備スケジュールの考え方
- （4）総事業費
- （5）使用料の考え方

結び……………54

- 1. 事業推進体制
- 2. 名古屋市中央卸売市場の超長期の見通し

（参考）あり方基本方針に係る検討経緯等

序章 名古屋市中心卸売市場のあり方基本方針策定の趣旨・契機

名古屋市中心卸売市場（以下「名古屋市場」という。）は、本場・北部市場・南部市場の3市場があり、本場及び北部市場は「青果」と「水産物」を扱う市場として、南部市場は「食肉」を扱う市場として名古屋市が開設運営している。

本場は昭和24年4月、北部市場（開設当時、枇杷島市場）は昭和30年2月、南部市場（開設当時、高畑市場）は昭和33年10月に開設し、北部市場は昭和58年3月に、南部市場は平成19年2月に、それぞれ移転再整備を行っている。また、本場においても時代の変遷とともに部分的な建て替え工事などを実施しており、開設からこれまでの間、日々の食生活に欠かすことのできない生鮮食料品等の円滑な供給という極めて重要な役割を担ってきた。

しかしながら、少子高齢化などの社会構造の変化、食料消費や産地・消費者ニーズの多様化、食の安全・安心や環境問題をはじめとする社会的要請の高まりに加え、平成30年6月の卸売市場法の改正に係る市場の開設や取引ルールなどの規制緩和により、市場を取り巻く環境の変化とともに課題が顕在化してきている。

こうした環境変化に対応するための名古屋市場の将来像や展望の検討を、令和元年度より開始した。

検討当初は、開設主体の民間開放や開設区域の撤廃など、卸売市場法の抜本的な改正により全国的にも卸売市場のあり方が大きく変革することが想定されることから、その中で出荷者や買出人などに選ばれる市場となるための将来像を描き出し、公的関与のあり方や適正な財政負担を踏まえた3市場の機能や運営形態について検討を開始し、令和元年度には有識者から成る「名古屋市中心卸売市場のあり方検討懇談会」、令和2年度には卸売業者・仲卸業者・売買参加者（買受人）の代表者から成る「名古屋市中心卸売市場のあり方検討連絡会」において意見を聴取しながら検討を行ってきた。

なお、令和2年度までの検討において、南部市場については、と畜場を併設し特殊な設備を多く有していることなど、本場・北部市場とは特性が異なることから個別の検討を行うこととし、令和3年度に施設全体の中長期保全計画を策定した。

本基本方針は、令和3年度及び令和4年度に有識者や場内事業者等から成る「名古屋市中心卸売市場のあり方検討会」において意見を聴取しながら検討を行ってきた、本場及び北部市場の再整備・運営手法のあり方の基本的な方向性についてとりまとめたものである。

第1章 中央卸売市場を取り巻く環境と名古屋市場の現況

1. 中央卸売市場を取り巻く環境

(1) 卸売市場法の改正

中央卸売市場の果たす調整機能を生鮮食料品等の流通の中核として堅持しつつ、農林漁業者の所得の向上と消費者ニーズに的確に応えていくためには、卸売市場を含め、付加価値の向上等につながる食品流通構造を確立することが重要であり、食品流通の合理化と生鮮食料品等の公正な取引環境の確保を促進するために平成30年6月に卸売市場法が抜本的に改正された。(令和2年6月施行)

改正法及びそれに基づく卸売市場に関する基本方針では、生鮮食料品等の公正な取引の場として、「売買取引の方法の公表」や「差別的取扱いの禁止」などの共通の取引ルールの遵守を求める一方で、「第三者販売の禁止」や「直荷引きの禁止」など、旧卸売市場法では、一律に規制されていた取引ルールの緩和がなされた。

食品流通の多様化の中で、卸売市場に課されていた諸規制を緩和することで、その自主性や流通の合理化が求められているところである。

【図表1-1 卸売市場法改正前後の主な比較】

区 分	改正前	改正後
市場の開設	国が中央卸売市場を認可 (認可がなければ開設不可)	国が中央卸売市場を認定 (一定の要件を満たす市場は認定を受けて中央卸売市場の名称を使用できる)
	開設主体	都道府県又は人口20万人以上の市
	開設区域	国が指定
取引ルール	国により一律に規制	共通の取引ルール ¹ を除き、市場ごとにその他の取引ルール ² を設定できる
検査監督等	業務運営の指導・検査監督	業務運営の指導・検査監督
	卸売業者の許可・検査	—

¹ 「売買取引の方法の公表」「差別的取扱いの禁止」「受託拒否の禁止」「代金決済ルールの策定・公表」「取引条件の公表」「取引結果の公表」

² 「第三者販売」「直荷引き」「商物一致」等

(2) 食品衛生法の改正

近年の食へのニーズの変化やグローバル化、食品による健康被害への喫緊の課題対応の必要性などを背景に、食品衛生管理等が求められている社会情勢の変化を踏まえ、平成30年6月に食品衛生法が改正された。

これにより「H A C C P に沿った衛生管理の制度化」が進められ、法施行の令和2年6月より原則として、全ての食品等事業者に一般衛生管理に加えH A C C P に沿った衛生管理の実施が求められることとなった。

今後は卸売市場においてもH A C C P の考え方を取入れた衛生管理水準の高度化の着実な推進が求められる。

【参考：H A C C P による衛生管理】

事業者自らが、食中毒菌汚染等の危害要因をあらかじめ把握（Hazard Analysis）した上で、原材入荷から製品出荷までの全工程の中で、危害要因を除去低減させるために特に重要な工程（Critical Control Point）を管理し、製品の安全性を確保する衛生管理手法。

Codex³の7原則

- （原則1） 危害要因の分析
- （原則2） 重要管理点の決定
- （原則3） 管理基準の設定
- （原則4） モニタリング方法の設定
- （原則5） 改善措置の設定
- （原則6） 検証方法の設定
- （原則7） 記録と保存方法の設定

出典：「食品衛生法等の一部を改正する法律の改正の概要」（厚生労働省）

³ コーデックス（Codex）委員会において、策定された国際食品規格のこと。コーデックス委員会は、国連食糧農業機関（FAO）と世界保健機関（WHO）によって1963年に消費者の健康保護と公正な食品貿易の確保を目的に設立された国際的な政府間機関。

(3) 労働基準法の改正

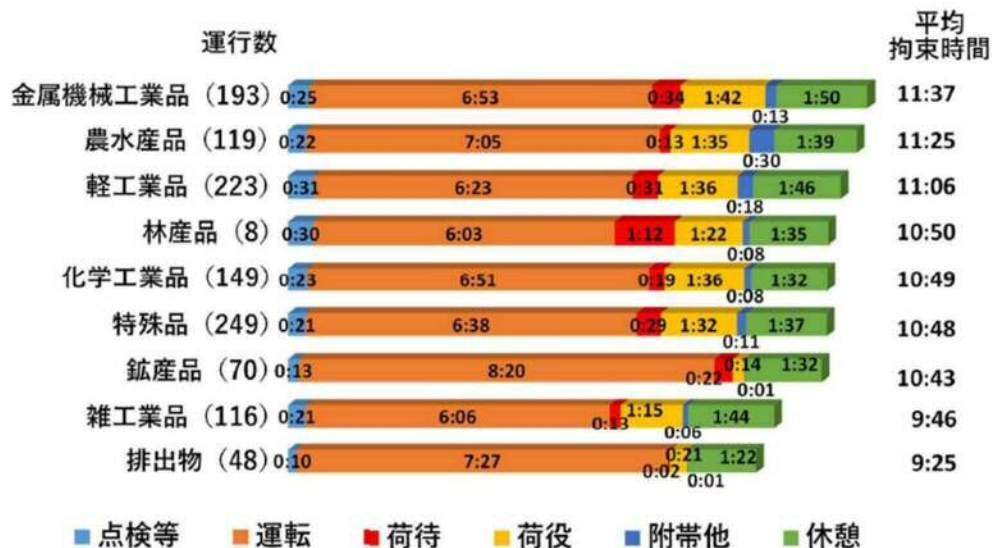
平成31年4月の働き方改革関連法の施行により労働基準法が改正され、令和6(2024)年4月より自動車運転の業務についての時間外労働規制の上限規制(年960時間)が適用されることとなった。卸売市場については、トラック輸送における拘束時間などが問題視されている現状であり、その対応が必要となっている。

【参考：農産物輸送の現状】

- ① 出荷量が直前まで決まらないため、出荷待ち、荷下ろし待ち等の手待ち時間が長い。
 - ② 長距離輸送が多い。
 - ③ 手積み、手降ろし等の手荷役作業が多い。
 - ④ 品質管理や到着時間が厳格であり、運行管理が難しい。
 - ⑤ 小ロット多頻度での輸送が多い。
- 輸送費の引上げだけでなく、取扱いを敬遠される事例が出てきている。

出典：「食品等の流通合理化について」2019年(農林水産省)

【図表1-2 ドライバーの拘束時間：輸送品類別】



出典：「トラック輸送状況の実態調査結果」令和3年(国土交通省)

(4) 食料消費量の推移

平成元年度を基準とした品目別一人当たり供給粗食料の推移から、肉類・鶏卵の消費量が増加している一方、野菜・果実・魚介類は消費量が減少している状況である。食の嗜好の変化として、野菜・果実・魚介類などの消費量が減少していることがうかがえることから、卸売市場の取扱数量の減少要因の一つであると考えられる。

また、一人当たり供給粗食料の合計においても30年間で10%程度減少しており、高齢化などにより一人当たりの消費量が減少したものと考えられる。

【図表1－3 品目別一人当たり供給粗食料の推移】

類別・品目別	平成 元年度	平成 6年度	平成 11年度	平成 16年度	平成 21年度	平成 26年度	令和 元年度
穀類	100.0%	97.5%	95.9%	92.5%	88.7%	87.7%	84.8%
いも類	100.0%	100.4%	101.7%	96.5%	93.4%	91.7%	97.4%
野菜	100.0%	93.7%	92.7%	84.2%	80.5%	81.9%	80.1%
果実	100.0%	114.9%	108.1%	107.8%	100.2%	91.9%	87.9%
魚介類	100.0%	97.9%	90.7%	86.6%	74.8%	68.2%	62.1%
肉類	100.0%	108.4%	110.7%	107.9%	110.4%	116.0%	129.0%
鶏卵	100.0%	106.8%	105.3%	102.6%	102.1%	103.2%	108.4%
その他	100.0%	105.0%	107.2%	107.3%	98.3%	100.4%	104.7%
合計	100.0%	101.3%	100.1%	96.8%	90.9%	90.4%	90.7%

※「その他」：でんぷん・豆類・牛乳及び乳製品・海藻類・砂糖類・油脂類・みそ・しょうゆ・その他食料計を含む。

※「粗食料」：1年間に国内で消費に回された食料のうち、食用向けの量。

データ出典：「食料需給表」（農林水産省）

(5) 食料消費形態の変化

国内消費⁴に占める生鮮品等・加工品・外食の割合の推移を見ると、生鮮品等の割合が昭和55年には28.6%であったのが、平成27年には16.9%と近年は横ばいに推移しているものの減少傾向が見られる。一方で、加工品と外食の割合については、それぞれ増加傾向が見られる。

食品加工業者は、卸売市場を経由しない産地との直接取引等により一定の品目の調達を大量に行うため、国内消費に占める加工品の割合の増加は、卸売市場経由率の減少要因の一つであると考えられる。

【図表1－4 国内消費に占める生鮮品等・加工品・外食の割合の推移】



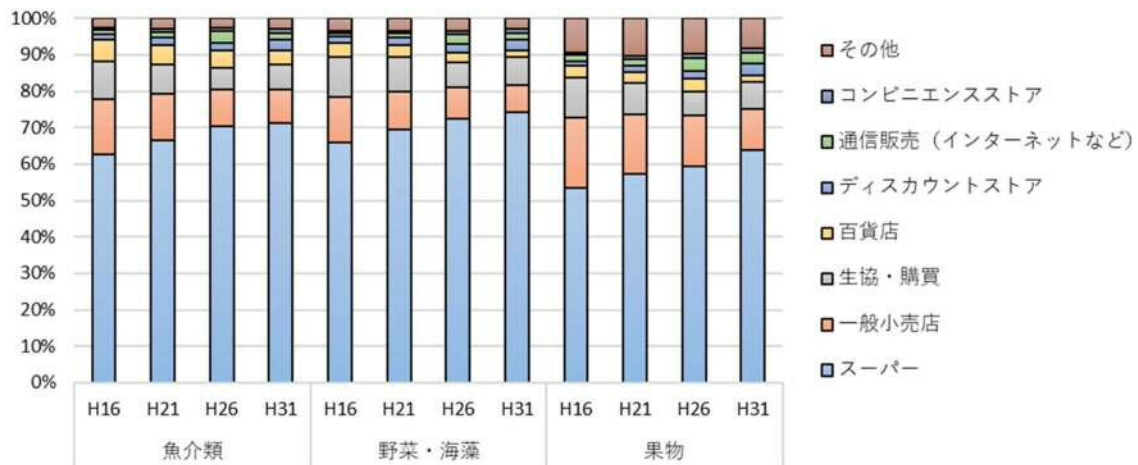
データ出典：「農林漁業及び関連産業を中心とした産業連関表」（農林水産省）

⁴ 国内消費とは、食用農林水産物が最終消費者に至るまでの加工経費や運賃、調理サービス代等が付加された飲食料の最終消費額をいう。

(6) 各家庭における生鮮食料品等の購入先と小売業者の仕入先の実態

平成31年時点における魚介類や野菜・海藻の購入割合は、スーパーで70%を超えており、果物でも60%程度と、消費者にとってスーパーが圧倒的な購買チャネルになっている。どの分類についても、平成16年から平成31年にかけてスーパーでの購入割合が増えており、流通チャネルの多様化が進んでいるものの、各品目の消費者の購入先としては、スーパー、一般小売店、生協・購買がシェアの大部分を持っているといえる。

【図表1-5 各年・各品目における購入先別食料支出割合】



データ出典：「全国家計構造調査（旧全国消費実態調査）」（総務省）

青果・水産物ともに小売業で扱う調査対象品目⁵について、青果での80%以上を、水産物の60%以上を卸売市場から仕入れている。本市の行った直近の近隣小売業者への調査では、「今後も青果・水産物の仕入先については、卸売市場を同程度の割合で利用したいと思っている。」と伺っているところであり、消費者・小売業者双方にとって、多種多様な生鮮食料品等を取り扱う卸売市場の存在は不可欠なものであるといえる。

【図表1-6 小売業者の仕入先別仕入金額割合】

区分	計	卸売市場			集出荷団体 産地卸売市場	生産者 (漁業者)	その他
		小計	仲卸業者	卸売業者			
青果	100%	84.3%	68.5%	15.8%	7.1%	3.1%	5.5%
水産物	100%	68.7%	44.3%	24.4%	17.5%	4.4%	9.4%

データ出典：「食品流通段階別価格形成調査」H29（農林水産省）

⁵ 調査対象品目

青 果：大根、人参、白菜、キャベツ、ほうれん草、ねぎ、茄子、トマト、きゅうり、ピーマン、里芋、玉ねぎ、レタス、ばれいしょ、みかん、りんご

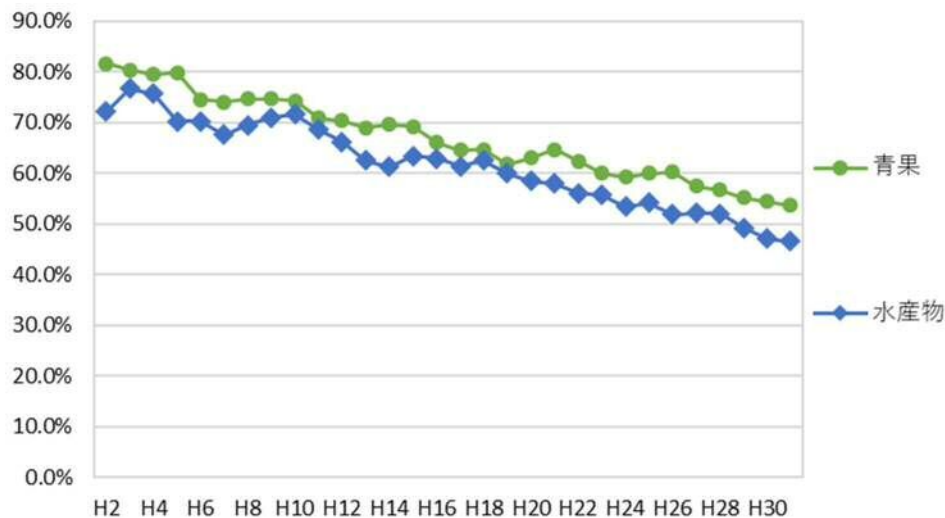
水産物：めばちまぐろ、かつお、まいわし、まあじ、まさば、さんま、まだい、まがれい、ぶり、するめいか

(7) 卸売市場経由率の推移

平成2年度に青果81.6%、水産物72.1%の水準にあったものの、青果・水産物ともに減少傾向にあり、令和元年度では青果53.6%、水産物46.5%となり、過去30年を通じて30ポイント弱の下落となっている。

これは生鮮食料品等の消費需要の減少に加え、量販店における産地からの直接仕入れ、加工食品需要の拡大に伴う中食・外食の増加、直売所の増加等により、市場外流通が増加していることを示している。

【図表1－7 卸売市場経由率の推移】



データ出典：「令和3年度卸売市場データ集」（農林水産省）

(8) 産地・実需者の大型化

産地・実需者の大型化により、確実に安定的な取引に加え、大量の荷物を迅速に捌くことのできる配送機能の充実などが求められている。

名古屋市場や全国の中央卸売市場の現状として、先述のとおり、トラック輸送におけるドライバーの拘束時間が問題視されている。国によりホワイト物流推進運動⁶やパレット標準化⁷の取組などが推進されているところであり、本市市場としても環境変化に対応した取組をより推進すべきである。

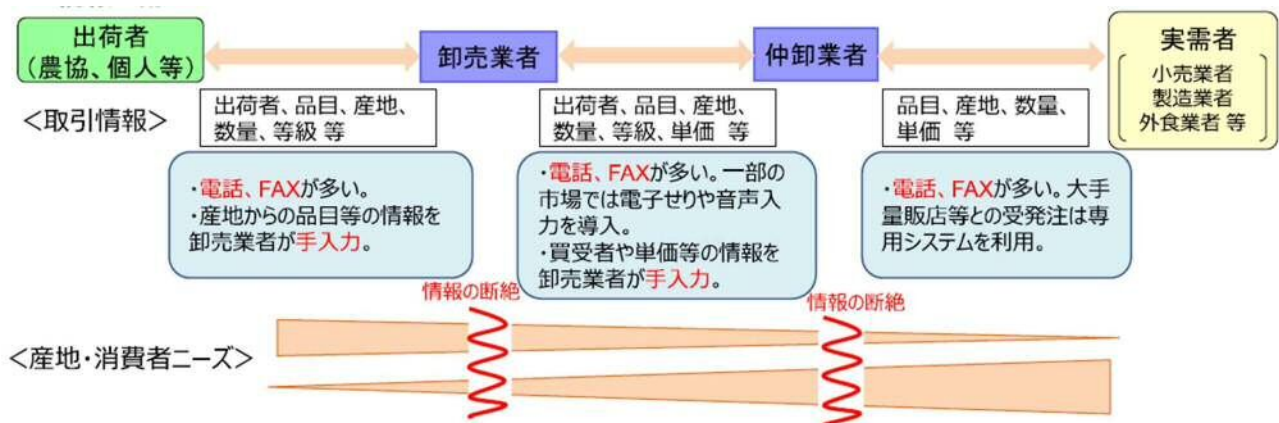
⁶ 国土交通省・経済産業省・農林水産省において推進するトラック運転者不足が深刻になっていることに対応し、国民生活や産業活動に必要な物流を安定的に確保するとともに、経済の成長に役立つことを目的として、トラック輸送の生産性の向上・物流の効率化などに取り組む運動

⁷ 標準規格のパレットを標準化された方法で運用することを通じ、パレット化可能なすべての荷物の効率的な輸送・保管を実現すること

(9) 情報通信技術の進歩

ブロックチェーンや人工知能など、情報通信技術の進歩は目覚ましいが、卸売市場を介する取引では、事業者によって事業規模の違いが大きいこともあり、電話・FAXでの受発注が多く、情報化が遅れていると言われている。食の安全・安心や出荷者・実需者のマーケティングに係る産地・商品情報の定性的な情報をこれまで以上に双方向に正確かつ迅速に共有し、又は戦略的に収集する機能が求められていることから、情報通信技術等の活用により市場機能を強化・効率化する必要がある。

【図表1－8 情報の流れ】



出典：「卸売市場を含めた流通構造について」平成29年（農林水産省）

(10) 新型コロナウイルス感染症及び世界情勢の変動による影響

新型コロナウイルス感染症の蔓延によって、社会活動や経済活動が著しく制限され、生活様式も一変する事態となっている。外出自粛や時短営業により、経済や雇用が不安定化し、旅行や宿泊、外食等の産業に大きな影響が生じている。

一方で、外出自粛により内食需要が喚起され、食品スーパーでは売上が伸びている面があり、また食料品のインターネット購入による配送サービスや出前の売上も伸びているなど、社会経済や生活の形態は大きく変わりつつある。

また、急激な円安の進行やウクライナ情勢を中心とした世界情勢の変動により、原油価格や肥料価格などが高騰し、生鮮食料品等の流通においても、運送にかかる燃料費や産地における調達コストに影響が及んでいる。

現在の状況が長期化する可能性も視野に、また、今後の生活形態や各業態の動向等を注視しつつ対策を的確に行うことが重要となる。

【施設等の概要】

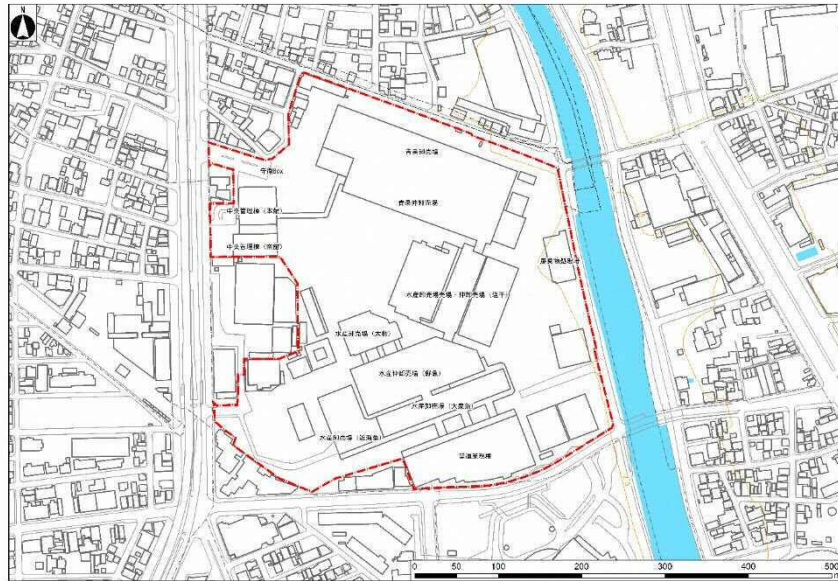
名古屋市場の本場及び北部市場は「青果」と「水産物」を扱う市場として、本市が開設運営している。本場は、名古屋市熱田区に、北部市場は愛知県西春日井郡豊山町に位置し、いずれも全国有数の取扱規模を誇り、名古屋市域のみでなく周辺地域を含めた生鮮食料品等の物流拠点として高い公共性を有し重要な社会インフラとなっている。



【本場】

● 周辺環境

敷地の西側には江川線と名古屋高速道路東海線が高架で走り、最寄りインターチェンジは約1kmの位置に六番北インターチェンジがある。国道1号までも約1.2kmの位置にあるアクセスの良い立地と言える。また、敷地の東側には道路を挟んで堀川が流れており、南側には名古屋国際会議場がある。なお、敷地地下には、敷地を斜めに縦断する形で地下鉄名港線が通っているという特徴がある。



出典：「国土基盤地図情報」（国土地理院）

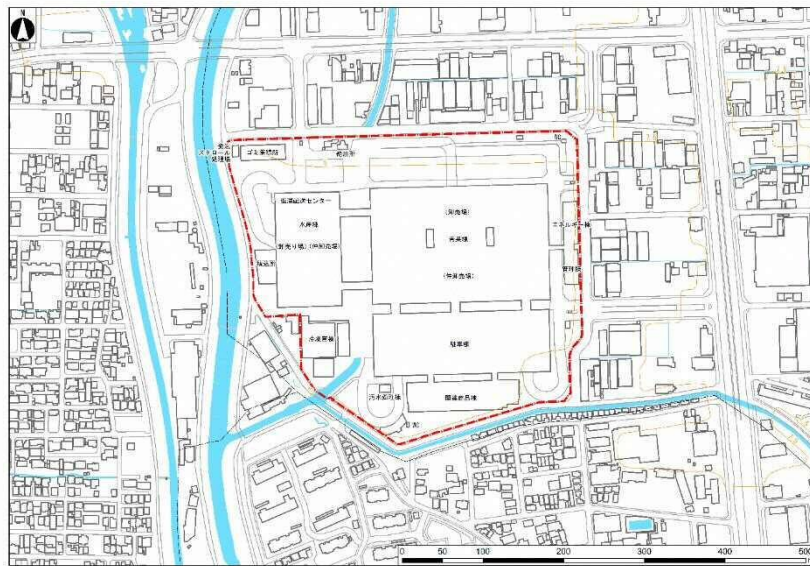
● 敷地概要

区分		内容		
施設名称		名古屋中央卸売市場 本場		
所在地		愛知県名古屋市熱田区川並町2番22号		
面積		敷地：172,032.80 m ²	延床：228,862 m ²	建築：82,493 m ²
		令和4年4月1日現在		
地域地区区分	用途地域	商業地域（容積率:400%、建ぺい率:80%）		
	防火・準防火地域	防火地域		
	緑化地域	敷地面積の10%以上を都市緑地法に基づき緑化		
	その他	市街化区域 都市機能誘導区域内 駐車場整備地区 居住誘導区域内		

【北部市場】

● 周辺環境

市場の100mほど東には国道41号が南北に走っており、正門前の道路から国道41号に接続されている。また、正門前には市場開設時に設置されたアンダーパスで南行き（名古屋方面）の国道41号に接続するため、市場関係の大型車両等の多くはこのアンダーパスを利用している。国道41号の上部には名古屋高速道路小牧線が高架で走っており、市場の至近に豊山南インターチェンジがある。名古屋第二環状線と名古屋高速道路の楠インターチェンジにも近く、東名高速・名神高速へのアクセスも優れている。



出典：「国土基盤地図情報」（国土地理院）

● 敷地概要

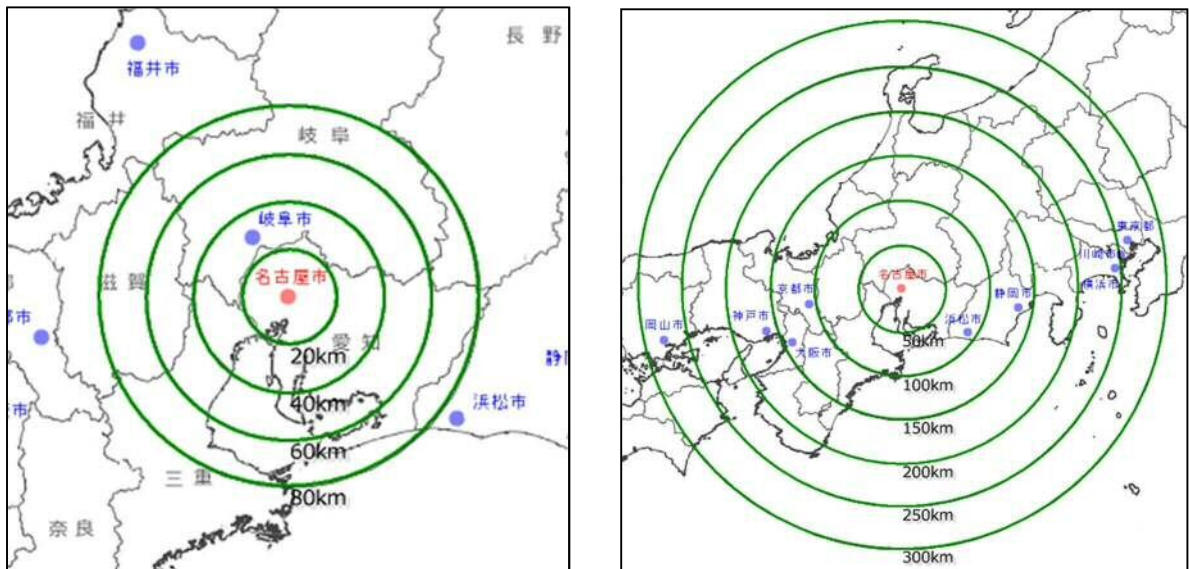
区分		内容		
施設名称		名古屋市中央卸売市場 北部市場		
所在地		愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字八反 107 番地		
面積		敷地：126,880 m ²	延床：173,406 m ²	建築：78,336 m ²
		令和4年4月1日現在		
地域地区区分	用途地域	準工業地域（容積率:200%、建ぺい率:70%）		
	防火・準防火地域	指定なし		
	その他	市街化区域		
	緑化地域	—		

【周辺市場との立地関係】

中部圏においての名古屋市場は、関東圏・関西圏の大都市の市場の立地関係と比較して、岐阜市中央卸売市場を除き、近隣に中央卸売市場の立地がない。愛知県内のみでなく、中部圏を供給圏にできる立地環境にあり、名古屋市場の果たす役割は重要となっている。

近隣の中央卸売市場だけでなく、関東圏・関西圏の他の卸売市場においても、施設の低温化、加工ニーズへの対応など市場機能の強化のための施設整備が進められており、それらに後れを取らない取組が求められている。

【図表1－9 名古屋市場と周辺市場との立地関係】



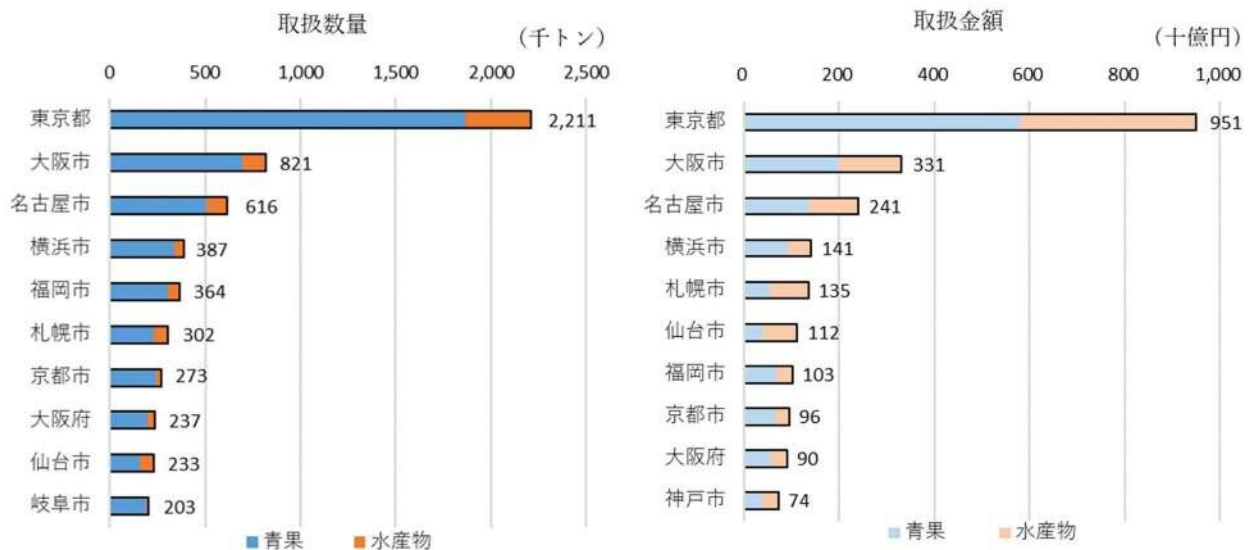
(2) 名古屋市場の取扱状況と比較

● 全国の中央卸売市場における開設者単位の取扱状況比較

本場及び北部市場における取扱品目である青果・水産物は、開設者単位の取扱状況比較では、取扱数量・取扱金額ともに東京都、大阪市に次いで全国第3位となっている。

名古屋市場は、名古屋市を中心とする都市圏における消費地市場であり、生鮮食料品等の流通の中核としての役割を果たしているといえる。

【図表 1－10 開設者単位の取扱状況比較（降順）】



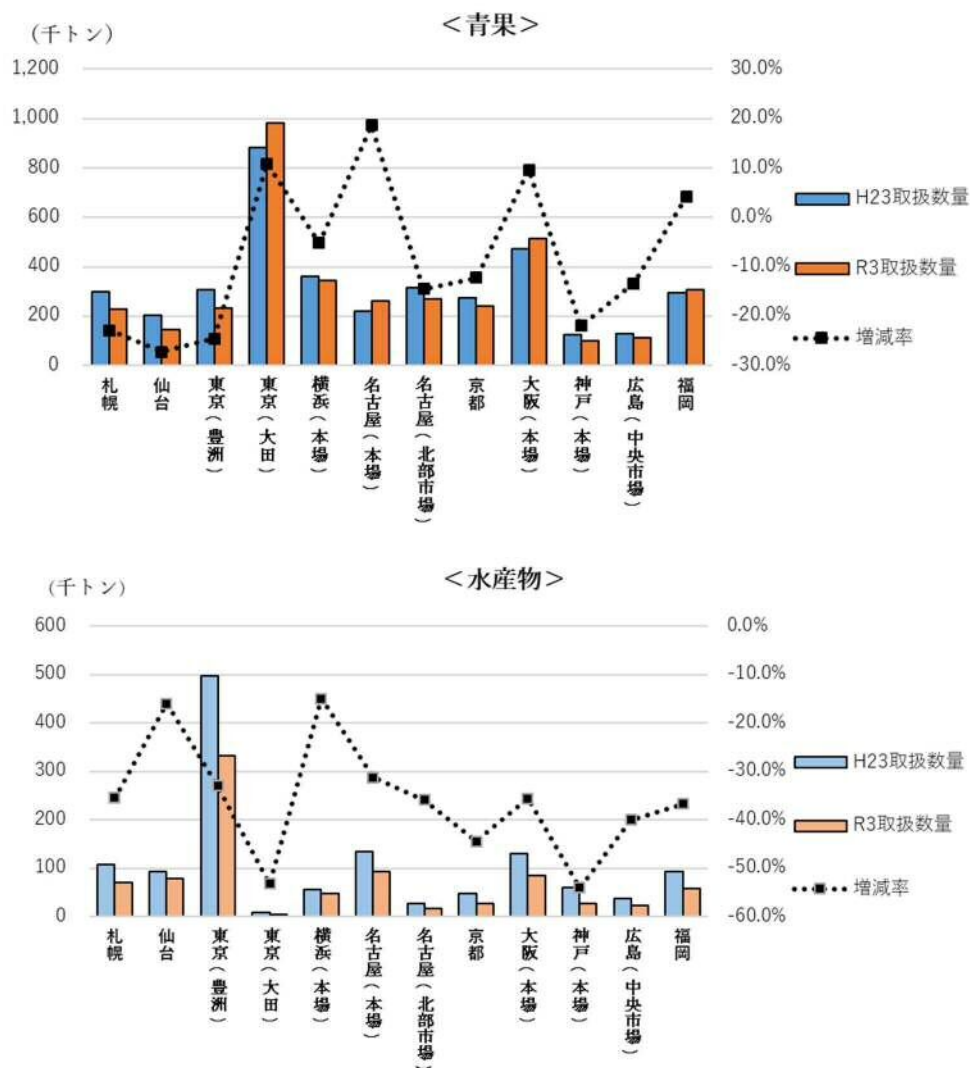
データ出典：「令和2年度地方公営企業年鑑」（総務省）

● 取扱数量の推移

名古屋市場の取扱数量について、平成23年と令和3年の比較では、青果・水産物ともに減少しているが、本場の青果は19%程度増加している。全国的な傾向であるものの、市場取扱数量は減少傾向となっている。

中央卸売市場は、市民の食生活に欠かすことのできない生鮮食料品等を全国各地から集荷するとともに、適正な価格で、すみやかに分配するために重要な「集荷・分荷機能」や「価格形成機能」などの機能を有している。それらの機能を十分に発揮するためには、市場全体で取扱数量の維持・拡大に向けた取組を進める必要がある。

【図表1－11 名古屋市場と他の主要卸売市場の取扱数量比較】



※H23 東京（豊洲）は、築地市場の取扱数量で集計

※＜青果＞H23 福岡は、移転統合前の3市場の合計取扱数量で集計

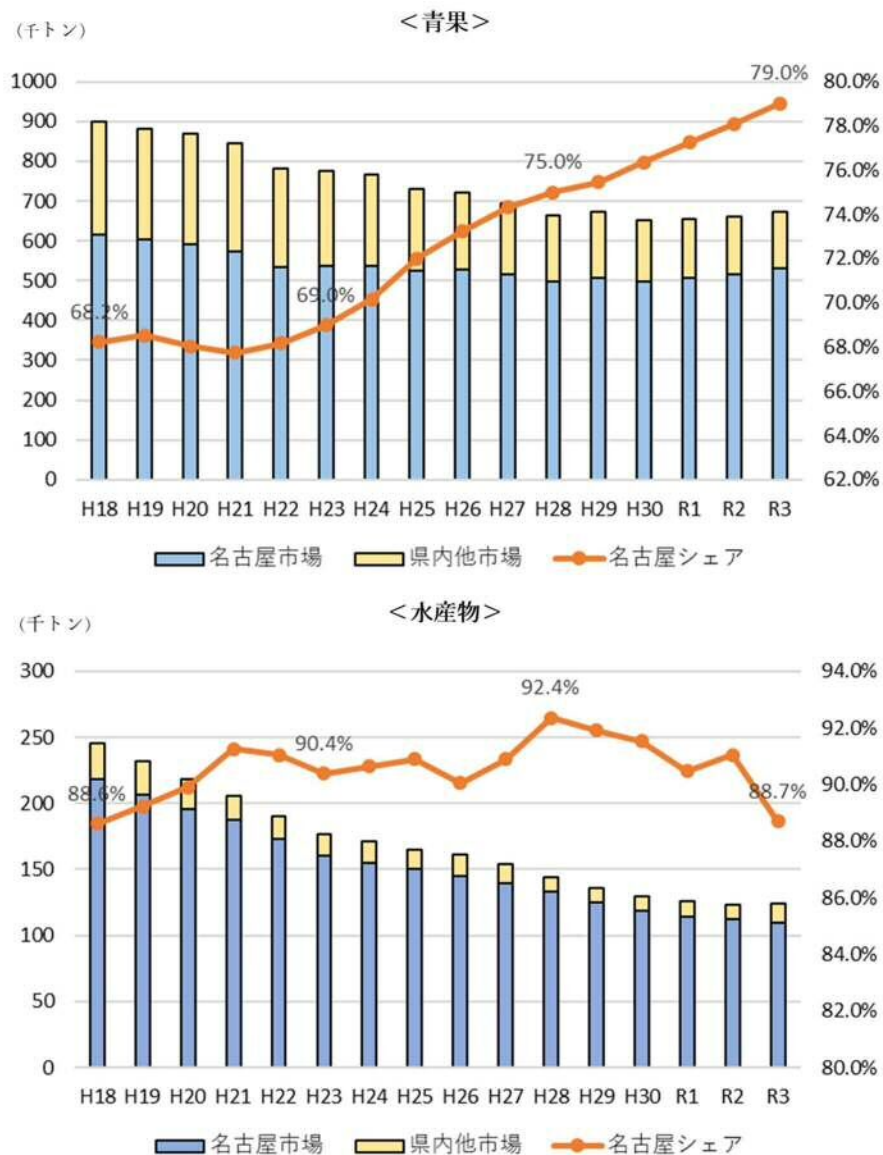
データ出典：「全国中央卸売市場協会概要」（全国中央卸売市場協会）

- 愛知県内における名古屋市場

県全体における取扱数量は現在にかけて減少傾向であるものの、名古屋市場と県内他市場との比較では、名古屋市場の県内シェアは、青果では拡大傾向が続いており、水産物では90%程度の高い水準である。

産地・実需者の大型化に伴い、市場の選別は今後も続くことが想定されることから、名古屋市場の役割はより重要なものになると考えられる。

【図表1－12 名古屋市場と県内他市場比較（数量・シェア）】

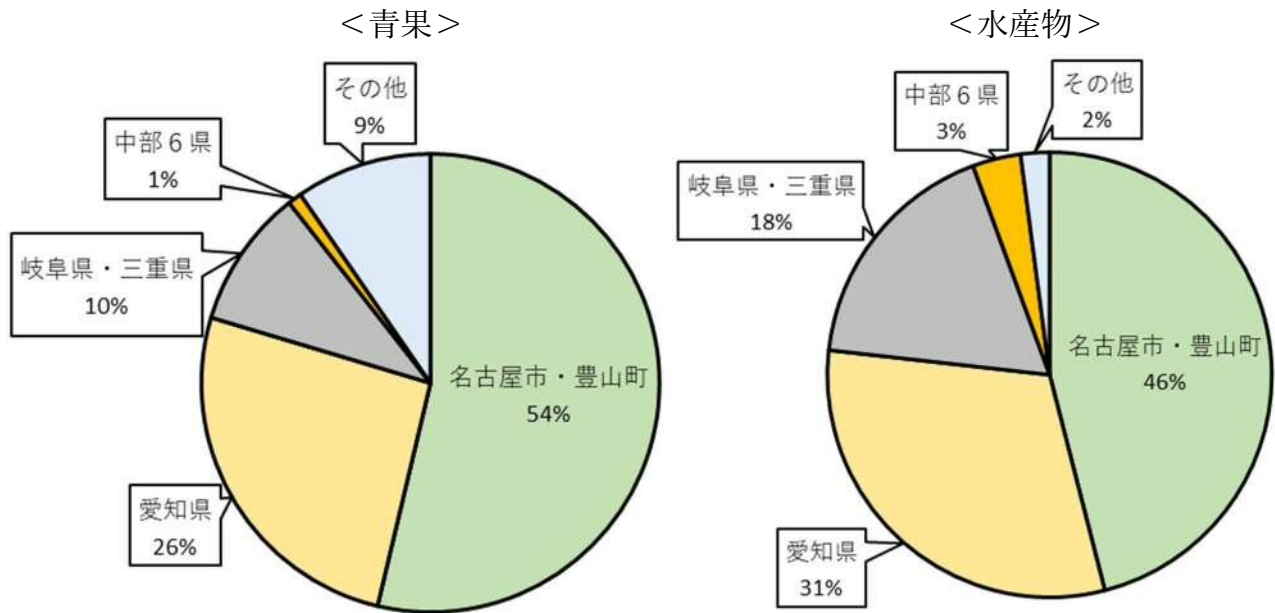


※水産物の他市場は、「消費地市場」の数量のみを集計
データ出典：「地方卸売市場の取扱実績の推移」（愛知県）

(3) 名古屋市場の供給先とその割合

令和4年度実施の名古屋市中央卸売市場流通量推計調査結果から、名古屋市場から供給される青果・水産物の供給先とその割合を見ると、青果・水産物ともに半数程度が各市場の所在地である「名古屋市・豊山町」に供給されており、30%程度が「愛知県（名古屋市・豊山町を除く）」に供給されている。

【図表1－13 名古屋市場からの供給圏（青果・水産物）】



データ出典：「名古屋市中央卸売市場流通量推計調査報告書（第12回）」（名古屋市）

(4) 名古屋市場が抱える主な課題

- 施設・設備の老朽化

市場施設の多くは、建設から40年以上が経過するなど、施設や設備の老朽化が進んでいる。改修や修繕により機能の維持改善に取り組んできているところであるが、地中埋設管の老朽化に伴う路面の陥没や屋上防水の経年劣化による漏水など、市場運営に支障をきたすなどのリスクがある。

- 既存機能の有効活用の必要性

卸売市場を取り巻く環境の変化により、過去に整備した施設機能の中でも、不足する機能が存在する一方で、事務所の空きスペースなど十分に活用できていない機能が存在している。

機能の充実を図る整備においても、既存機能の有効活用という観点が必要である。

- 場内物流の輻輳

名古屋市場では、複数の出入口が存在し、また入荷車両と出荷車両などが頻繁に交錯する箇所が見受けられるなど、物流動線が複雑化しており、作業効率の低下や場内での接触事故の発生の要因となっている。

- 場内の安全管理の必要性

名古屋市場の出入口は、実態として誰でも自由に出入りできる状態となっていることから、市場関係者以外が卸売場などの施設に立ち入ることができるため、荷物の盗難防止等、保安上の観点で課題がある。

- 環境に配慮した整備・運営の必要性

卸売市場は、広大な敷地で、冷蔵・冷凍施設、場内搬送車両などエネルギーを大量に消費する施設・設備を有しており、SDGsによる社会的要請の高まりから、国全体として地球温暖化問題などへ積極的に対応することとしている中で、名古屋市場においても環境に配慮した整備・運営の対応が求められている。

- 災害時対応の必要性

卸売市場は生鮮食料品等の安定供給を担う基幹的な社会インフラであり、災害時等の緊急事態においても、その機能を維持し、被災した場合でも早期に機能回復することが求められている。近年、ゲリラ豪雨や台風などによる売場等への浸水被害が発生していることから、災害時においても生鮮食料品等の流通を支えるために、浸水対策をはじめとした対応を検討する必要がある。

- 卸売市場の役割・食の重要性に関する情報発信の必要性

消費者の食の安全・安心や食育などへの関心が高まっている中、多種多様な野菜及び果物、魚介類、肉類等の食材の供給や、小中学生や消費者との交流等を通じて、卸売市場の機能・役割や食の重要性に対する市民理解の醸成や食文化の維持及び発展に努めることが求められている。

- 場内事業者の経営の安定化の必要性

場内事業者には、事業規模が小さいことなどから厳しい経営状況の事業者も多い状況にある。また、深夜・早朝からの勤務という点などから人手不足の問題を抱えており、場内事業者の経営の安定化が課題となっている。

- コンプライアンス意識の浸透の必要性

場内でのフォークリフトによる事故が多いことや喫煙やごみに係るマナーについて、生鮮食料品等の安定供給を担う基幹的な社会インフラとして、一人一人のコンプライアンス意識の浸透が求められている。

第2章 整備・運営の方向性

こうした中央卸売市場を取り巻く環境、名古屋市場の抱える課題及び中央卸売市場の公共性を踏まえ、令和元年度より有識者や場内事業者などから意見を聴取しながら検討を行い、整備・運営の方向性をそれぞれ以下の観点から次のように取りまとめた。

(1) 本場・北部市場の**2市場体制を維持**する

- 防災上のリスクの観点

大規模地震や感染症の発生などにより、万一、一方の市場において取引を一時的に停止せざるを得ない場合でも、もう一方の市場から荷物を供給するなど相互に補完し合うことが可能となる。

- 市場規模の観点

近年再整備を実施した他の卸売市場と比較して、規模当たりの取扱数量は本場・北部市場ともに同程度であり、現有規模での整備が現時点では妥当と考えられる。

(2) 整備は**現地改修**とする

- 立地面の観点

名古屋市場は各市場ともに国道や都市計画道路¹に近接し、インターチェンジにも近く、拠点市場機能が求められる時代のニーズに合ったアクセスの良い立地である。また、名古屋市内で移転用地の候補となり得る土地調査を実施した結果、現時点では市内において各市場が移転可能な土地が見込まれなかった。

- アセットマネジメントの観点

本市として原則概ね 80 年建物を使用することを目標に、施設を安全で適切に利用できる状態を保つための長寿命化を進め、経費の抑制と平準化を図っている。

- 整備費と使用料の観点

他の卸売市場の例をみると、改修型の再整備を実施した市場は、再整備後の使用料が比較的抑えられている傾向にあり、今後も生鮮食料品等の流通の基幹的な社会インフラとして機能し続けるため、現時点では、改修型の再整備が健全な市場運営に寄与できると考えられる。

- 工事期間中の運営の観点

各市場ともに敷地内の空閑地が小さくなく、大規模な建て替えを伴う再整備を行うには、仮移転を要する見込みが高く、場内事業者の運営への負担や工事費が過大となるなど影響が大きい。

¹ 都市計画道路は、都市の骨格を形成し、安心で安全な市民生活と機能的な都市活動を確保する、都市交通における最も基幹的な都市施設として都市計画法に基づいて都市計画決定された道路をいう。

(3) 整備は公共性に留意しつつ民間活力の活用も検討する**● 整備に係る民間活力の活用の観点**

公共施設等の整備に関して、国からも民間の資金と経営能力・技術的能力の活用による効率的な整備の実現可能性の検討が求められている。

● 市場の公共性の観点

中央卸売市場の持つ公共性は安定的であるべきであり、名古屋市場がその機能を維持するために必要な基礎的な整備には、本市に求められる負担の程度が大きい。

● 経営の柔軟性・効率性の観点

時代とともに移り変わるニーズに合わせ、事業者の経営判断で必要かつ無駄のない機能・施設を整備できるとともに、その維持管理に効率化の余地がある。

(4) 引き続き開設者を名古屋市として市場運営を行いつつ、民間活力の活用も検討する**● 市場の安定運営の観点**

名古屋市場が今後も安全・安心な生鮮食料品等を安定的に供給する流通拠点として、その役割・機能を発揮していくためには、適時適切な取組・利害関係者の調整を効率的に行う必要があることから、引き続き本市が開設者としての責任を果たす。

● 運営に係る民間活力の活用の観点

中央卸売市場の持つ公共性の維持が前提となるが、公共施設等の運営に関して、国からも民間の経営能力の活用による効率的な運営の実現可能性の検討が求められている。

● 市場の広域性の観点

名古屋市場の供給圏について、名古屋市域を越え、より広域に展開している実態を踏まえ、他自治体との連携の検討が必要となっている。

【参考：中央卸売市場の4つの機能】

① 集荷（品揃え）・分荷機能

全国各地から、食生活に必要な青果・水産物などの多種多様な商品を集荷するとともに、実需者のニーズに応じて、迅速かつ効率的に、必要な品目、量に分配配送を行う機能。

② 価格形成機能

需給を反映した迅速かつ公正な評価による透明性の高い価格形成をする機能。

③ 代金決済機能

販売代金の迅速かつ確実な決済を行う機能。

④ 情報受発信機能

需給に係る情報を収集し、川上・川下にそれぞれ伝達を行う機能。

【参考：中央卸売市場の公共性】

中央卸売市場は、公共性という観点から、特に以下の機能を備えている。

① 集荷・分荷機能による公共性

中央卸売市場の集荷・分荷機能について、卸売市場法で定める「受託拒否の禁止」²により、出荷者にとっては、量・品質等に関わらず販売できる機能であり、また、実需者にとっても、多種多様な商品を、それぞれの必要性に応じて仕入れることができる機能であり、出荷者と実需者の双方向に対して、その基盤を支える仕組みである。

② 災害時における公共性

生鮮食料品等を安定的に供給する機能を持つ卸売市場は、平時における基幹的社会インフラであるが、災害時においても生鮮食料品等の集積・流通拠点としての機能を有する。

全国の中央卸売市場は、卸売市場を開設する都市において、災害が発生し、災害を受けた都市の中央卸売市場開設者が独自では生鮮食料品等を十分に供給できない場合において、災害を受けていない都市の中央卸売市場の開設者が友愛的精神に基づき、相互に救援協力し、緊急・応急措置として、被災都市における生鮮食料品等の確保を図るため、「全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定」を締結している。

² 中央卸売市場は、農林水産省令で定める正当な理由がある場合を除き、生鮮食料品等の引受けを拒まないこととなっていることをいう。

第3章 整備・運営の内容（全体像）

1. あり方基本方針コンセプトと重点項目

「第2章 整備・運営の方向性」に沿って、名古屋市場の抱える課題等を解決するための再整備のコンセプトと目標の実現に向けた5つの重点項目を定める。

（1）あり方基本方針コンセプト

『中部圏の食を支え、産地・消費者から選ばれる生鮮食料品等の流通拠点』

（2）あり方基本方針重点項目

- **重点項目1** 産地や消費者の期待に応える機能高度化

食の安全・安心を守る商品特性に応じた温度管理機能の充実などの衛生管理機能の強化及び場内事業者や産地等との連携による情報通信技術の活用など、集荷・販売力の強化に取り組む

- **重点項目2** 日本の中央に位置する地の利を活かした物流拠点

物流コストの低減や市場物流における荷待ち時間¹・荷役時間²の短縮を図るため、拠点市場機能の充実・強化及びIoTを始めとする情報通信技術の導入など、効率的な物流環境の構築に取り組む

- **重点項目3** 社会的要請に応え、地域と共生する市場

多種多様な野菜及び果物、魚介類等の食材の供給や、小中学生や消費者との交流等を通じて、食文化の維持及び発展に努め、また、市場の特性を踏まえ、再生エネルギーの導入等SDG sの達成に資する環境配慮に係る取組を実施する

- **重点項目4** 災害時にも継続可能な生鮮食料品等の供給体制

災害時等の緊急事態においても、生鮮食料品等の流通を維持し、また被災した場合でも早期に機能回復するために災害リスクの程度やその影響を踏まえた対応策をハード・ソフト両面で取り組む

- **重点項目5** 社会インフラであり続けるための効果的な市場運営

卸売市場を取り巻く環境が厳しくなっている中でも、将来にわたって社会インフラであり続けるために、保有資産を有効に活用し、また、環境変化への柔軟な対応や管理運営の効率化を図るための効果的な市場整備・運営手法の検討に取り組む

¹ 荷待ち時間とは、荷主の都合によってドライバー側が待機している時間のこと

² 荷役時間とは、荷物の積み込みや荷下ろしなどに要する時間のこと

2. 取扱目標数量

（1）あり方基本方針における取扱目標数量の設定

取扱数量について、卸売市場経由率は平成初期よりも低下しているものの、各家庭の消費する生鮮食料品等における卸売市場の役割は変わらず、流通の中核となっており、取扱数量が確保されることで、より新鮮な生鮮食料品等を市民へ供給できる。全国の卸売市場を取り巻く環境は、卸売市場法の改正や産地・消費者ニーズなどが大きく変化しており、卸売市場の取扱数量は減少傾向が続く厳しい状況にある。

取扱数量の維持・拡大により生鮮食料品等の流通を支えるためには産地・消費者ニーズに応え続ける必要があることから、周辺地域も含めた中核的な卸売市場としての機能を今まで以上に発揮するためにも、荷下ろし・積み込み等の機能強化に資する配送機能・保管機能の強化、環境の変化に対応した温度管理機能などの整備に加え、運営に係る様々な取組を検討し、市場関係者と開設者が一体となって推進することが重要である。

それらの取組を通じた本基本方針の目標として、名古屋市場の青果・水産物の取扱目標数量を市場関係者と協議を行い、以下のように設定する。

（2）取扱目標数量と達成年次

【名古屋市中央卸売市場のあり方基本方針における取扱目標数量】

区分	令和3年度取扱数量 (2021年度)	令和14年度取扱目標数量 (2032年度)
青果	52.3万トン	54.9万トン (5%程度増)
水産物	10.8万トン	10.8万トン (現状維持)

第4章 整備・運営の内容（具体的な取組・方向性）

本基本方針における取扱目標数量などの実現に向け、ここまで課題と重点項目を整理したが、この章では課題解決のための重点項目を推進していく具体的な取組・方向性を整理する。

（整備・作成を進める取組：◎ 検討を進める取組：○ 方策を検討する取組：□）

【重点項目1：産地や消費者の期待に応える機能高度化】

（1）◎施設の有蓋化範囲の拡大

現在、各市場青果棟・水産棟周りの荷下ろし・積み込み場所に屋根のない箇所が多く、雨天時には防水シートで覆うなど作業環境が悪く、また、荷物が雨に濡れるなど衛生面で影響を受けている。

従業員の作業環境改善や荷物の品質保持のため、主要作業エリアに屋根を整備する。

（2）◎温度管理機能の充実

産地や実需者等のニーズに対応するため、これまでも場内事業者において自らの造作等により施設の低温化を進めているところであるが、食の安全・安心の確保は卸売市場としての基本的な機能であり、場内事業者が HACCP に沿った衛生管理を着実に実施するために商品の温度管理の高度化が不可欠である。

既存施設機能を活かした改修型の再整備を前提とし、商品特性に応じて最適な温度で管理するため、場内事業者の意向を踏まえ温度管理機能を以下のように整備する。

		卸売業者	仲卸業者
本場	青果	卸売場の低温化 (商品特性に応じて必要な範囲)	仲卸低温保管庫の整備 (事業者ごとの方針に基づき整備)
	水産物	卸売場の低温化 (全面※既設部分除く)	仲卸店舗の低温化 (事業者ごとの方針に基づき整備)
北部市場	青果	(必要箇所の低温化対応済み)	仲卸低温保管庫を整備 (事業者ごとの方針に基づき整備)
	水産物	卸売場の低温化 (全面※既設部分除く)	仲卸店舗の低温化 (事業者ごとの方針に基づき整備) 送風機の増強整備

【参考：低温管理の考え方・必要性】

○低温管理の効果

- ・品質・鮮度保持
- ・熟度・開花・成長の進行の抑制
- ・微生物や病害虫の増殖防止

これらの効果は商品としての価値を維持できるだけでなく、品質の劣化に伴う商品ロスや販売機会ロスの削減につながります。また、食品安全上のリスクの削減や取引先からの信頼確保にも寄与します。

出典：平成23・24年度農林水産省補助事業「卸売市場コールドチェーン導入の手引き」

（3） その他の衛生管理に係る取組の整備・検討

◎衛生的なトイレへの改修

「卸売市場における品質管理の高度化に向けた規範作成のためのマニュアル¹」において、「トイレは卸売市場における品質管理の高度化の上で最も基本的な管理対象と自覚し、全ての関係者に管理基準の順守を厳しく求めていく必要がある。」とされている。

既存トイレについて、基本的な衛生管理機能として和式トイレの洋式化などの改修を進める。

＜トイレ改修例＞

- ・和式トイレの洋式化
- ・手洗いの自動水栓化
- ・給排水管の更新

○防虫・異物混入対策

卸売場等の低温化に伴い密閉空間が生じることになるが、当該区画に虫や排ガスなどの進入を防ぐためにエアカーテンや高速シートシャッターの活用を検討を行う。

□その他衛生管理に係る取組の徹底

食品衛生法の改正などにより、品質管理がより強く求められるようになった。場内事業者が衛生管理計画を作成し、確実に実行していけるよう食品衛生検査所と協同し、指導や助言など、衛生管理に係る取組の推進を検討する。

¹ 平成18年度農林水産省委託事業「卸売市場整備新基本方針実施状況実態調査」

（４） ◎ニーズの多様化に応える加工場の整備

小売業者のバックヤード作業の場所や労働力不足が課題となっており、また、高齢化や女性の社会進出等に伴う小口消費の需要などが増大している。仲卸店舗のみでは対応が困難であり、さらなる需要の拡大に備え、商品の小分けやパッケージを行う機能の整備等、国内の需要に的確に対応するための機能を整備する。

加工機能は加工方法や商品の種類、顧客の状況などにより事業者ごとに必要な機能が画一的でないと想定されることから、加工を行う設備については、場内事業者による整備を行うなど機動的に要望対応が可能となるような整備手法を検討する。

（５） □産地・実需者等との関係強化

卸売市場の本来的な機能のうち、集荷・分荷機能は卸売業者の豊富な集荷と仲卸業者の充実した販売に基づく卸売市場の根幹をなす機能である。多種多様な生鮮食料品等を大量に取扱うことで、実需者のニーズに応じて迅速・確実に必要量を分けることが可能になるため、産地や実需者等の声を直接聴く商談会によるニーズの的確な把握や情報通信技術の活用などにより、産地・実需者等との関係を強化する方策を検討する。

＜取組例＞

- ・産地・実需者等との商談会・イベントの開催

産地や実需者等の声を直接聴く商談会・交流会等を名古屋市場で開催

- ・産地・実需者等への企画提案

産地・実需者等に対する調整機能を発揮して、小売業者等を通じて捉えた消費者ニーズを活かしながら、川上・川下と連携した出荷・販売方法に関する提案を行う

- ・ニーズ把握を活かした事業展開

産地・実需者等に対する調整機能を発揮して、関係者のニーズを適時的確に捉えた経営判断により、場内事業者それぞれの強みを生み出す

【重点項目2：日本の中央に位置する地の利を活かした物流拠点】

（1） 効率的な保管・配送機能の整備

◎仲卸保管庫の整備・拡充

産地・実需者の大型化に伴い、仲卸店舗に買い出しに来る小規模事業者が減少しており、また、取扱数量における名古屋市場の県内シェアが拡大傾向にあることもあり、産地及び実需者からは大量の荷物を効率的に捌く機能が求められている。

現状、特に青果において、卸売場に荷物が滞留することで荷下ろしや荷捌きの障害となっているため、それらを解消するために仲卸保管庫の拡充を行う。

◎パレット置き場の整備

農産物輸送について、手待ち時間の多さや手荷役作業の多さが問題視されており、物流分野の労働力不足の観点と併せ、農林水産省において、令和3年9月に「青果物流通標準化検討会²」が設置されている。

パレット循環に係る分科会では、パレット標準化に向けた議論がなされており、パレット輸送は今後も拡大していくことが見込まれるため、名古屋市場においてもパレット循環を円滑に行うためのパレット置き場を整備する必要がある。

（2） ○情報通信技術導入のための環境整備

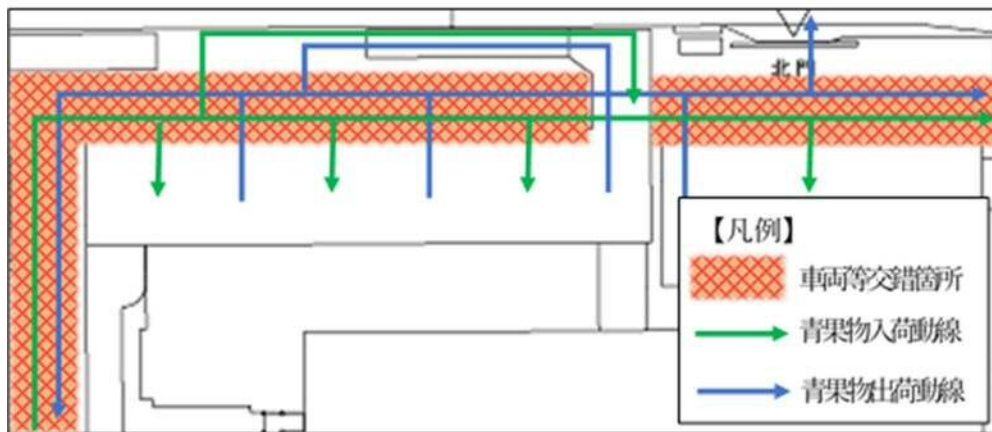
場内事業者の情報受発信機能の強化や物流効率化に係る取組において、市場設備における通信基盤が取組の障害とならないよう、情報通信技術の導入に係る環境整備の検討を行う。

²荷主団体、卸売団体、物流事業者等から構成された青果物流通の標準化に向けた検討を行う会議体

（３） □場内動線の効率化の検討

産地・実需者の大型化に伴い市場をとりまく物流の様相が変化する中、場内物流は旧来からの敷地、施設を工夫して運営しており、入荷・出荷車両、フォークリフト、歩行者などが交錯している状況にある。特に農産物輸送について、農林水産省は共用部における荷下ろし・荷捌き・積込みの秩序形成など場内物流の改善のため、卸売市場に場内物流改善体制の構築と取組を求めている。物流関係会社や有識者の助言も受けながら、部分的な一方通行化や機能・用途別のエリアの設定など、場内動線の効率化に向けた検討と取組を進める。

【図表４－１ 名古屋市場場内車両等交錯箇所（例：本場青果）】



<取組例>

- ・青果物流通の標準化への対応

パレット循環への対応、場内物流の秩序形成、場内物流効率化に向けた施設整備・利用改善といった青果物流通にまつわる諸課題について、場内物流改善推進体制を構築し検討と取組を進める。

- ・場内物流実態の詳細調査

車両の動線、荷物の動き、敷地の使い方について調査・整理し、課題抽出と改善に向けた検討・取組を進める。

（４） □拠点市場に向けた物流の高度化の検討

名古屋市場が、環境変化や社会構造の変化に適切に対応し、安定的な取引環境を構築するためには、情報通信技術の導入をはじめとする物流の高度化等の対応を進めていく必要がある。一方で、場内の作業スペース不足や高齢化・人手不足への対応、配送の効率化が求められ、特に青果物流通においては、パレチゼーション³対応が喫緊の課題対応として求められている。

そのため、場内物流の高度化の観点から、青果物流通標準化等の国の物流への対応の動向や他の卸売市場の先駆的な取組事例を的確に把握しつつ、デジタル技術の活用

³ 出発地から到着地まで、パレットに荷物を載せたまま輸送・保管すること

をはじめとする先進技術の導入への取組を検討する。

＜取組例＞

- ・需給の状況に応じた農水産物の市場間調整

市場の取引結果等の情報を、ホームページ等に掲載し、需給の状況に応じて市場間で農水産物を迅速かつ柔軟に調整する。

- ・デジタル技術等の活用

場内作業の自動化・デジタル化を推進するため、納品伝票の電子化、R F I D⁴による検品作業の自動化、自動搬送機等の導入を検討する。

⁴ (Radio Frequency Identification)RFID タグと呼ばれる媒体に記憶された人やモノの個別情報を、無線通信によって読み書き（データ呼び出し・登録・削除・更新など）を行う自動認識システム。

【重点項目3：社会的要請に応え、地域と共生する市場】

（1） 環境配慮の推進

卸売市場は広大な敷地に冷蔵・冷凍施設、場内搬送車両、夜間照明などエネルギーを大量に消費する施設・設備を有している。地球温暖化などの環境問題はSDGsなどの取組により社会的要請が高まっており、名古屋市場としても地球温暖化や食品ロスなど市場の抱える環境問題に適切に対応し、生鮮食料品等に欠かせない自然環境を守る取組を推進する。

◎省エネ設備等の活用推進

施設整備や設備更新において、躯体の断熱性や建築設備の効率性などの省エネルギー性能の高い建物・設備の導入、照明設備のLED化を進める。

○資源・エネルギーの有効活用

太陽光パネルの設置など、資源・エネルギーの有効活用の検討を行う。

□その他の環境配慮の取組の検討

上記以外の環境配慮に資する取組の検討を行う。

（2） ○福利厚生施設の整備

人手の確保が困難な状況から、場内への保育施設の設置など、働きやすい環境の整備に係る要望があるため、導入への課題や需要の整理を行い、整備可能性を検討する。

（3） □市場への消費者理解の醸成や食文化の維持及び発展

食の嗜好の変化などによる生鮮食料品等の消費量減少などを背景に、開設者、卸売業者及び仲卸業者は多種多様な野菜、果物及び魚介類等の食材の供給や、小中学生との交流等を通じて、卸売市場に対する消費者理解の醸成や食文化の維持及び発展に努めることが求められている。場内の衛生管理や一般来場者の安全の確保等に十分留意しながら、親子市場教室や市場見学会の充実、ホームページ等を活用した市場PRなど、市民に親しまれる市場づくりについて取組検討を推進する。

＜取組例＞

・食育・市場の機能についての理解促進

親子市場教室や、近隣の教育機関への出前授業を通じて、食への関心を高めるとともに、市場の果たす役割について理解の促進を図る。

・市場PR事業の実施

ホームページ・SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を活用した情報発信、イベント開催などの方策を検討・実施し、市場の認知度向上を図る。

【重点項目4：災害時にも継続可能な生鮮食料品等の供給体制】

（1） 災害対策の推進

卸売市場は生鮮食料品等の安定供給を担う基幹的な社会インフラであり、災害時等の緊急事態においてもその機能を維持し、被災した場合などでも早期に機能を回復することが求められている。

現状、場内事業者と連携し、定期的な防災訓練の実施や全国の中央卸売市場の開設者との災害時等の緊急事態における生鮮食料品等供給に係る協定の締結などの取組を行っているが、近年のゲリラ豪雨による浸水の発生など、流通に大きな影響を与えるリスクとなっていることから、早急な対応が必要である。

また、停電時の電力確保についても、施設管理上最低限の対応となっているため、リスクの程度や発生可能性などを鑑み、場内事業者や有識者の意見をよく聴きながら対応策の検討を進める。

◎本場の浸水対策

ゲリラ豪雨や台風などにより売場等への浸水被害が発生しているため、地下排水管を強化するなど、衛生的な市場機能を維持するための対策工事を実施する。

○BCP⁵の見直し

大規模災害を想定した防災訓練や感染症の発生時の対応について、有識者と意見交換を実施するなど、災害時等の緊急事態における役割分担の明確化や結果を踏まえたBCPの見直しを行う。

○非常用発電装置・蓄電池の整備

冷蔵庫や受発注システム等、市場を運営するための設備について、災害などによる停電時にも一部稼働を継続できるように必要な設備の整備を検討する。

□その他災害対策の取組の検討

上記以外の災害対策の推進に資する取組の検討を行う。

⁵ （Business Continuity Plan）事業継続計画。

【重点項目5：社会インフラであり続けるための効果的な市場運営】

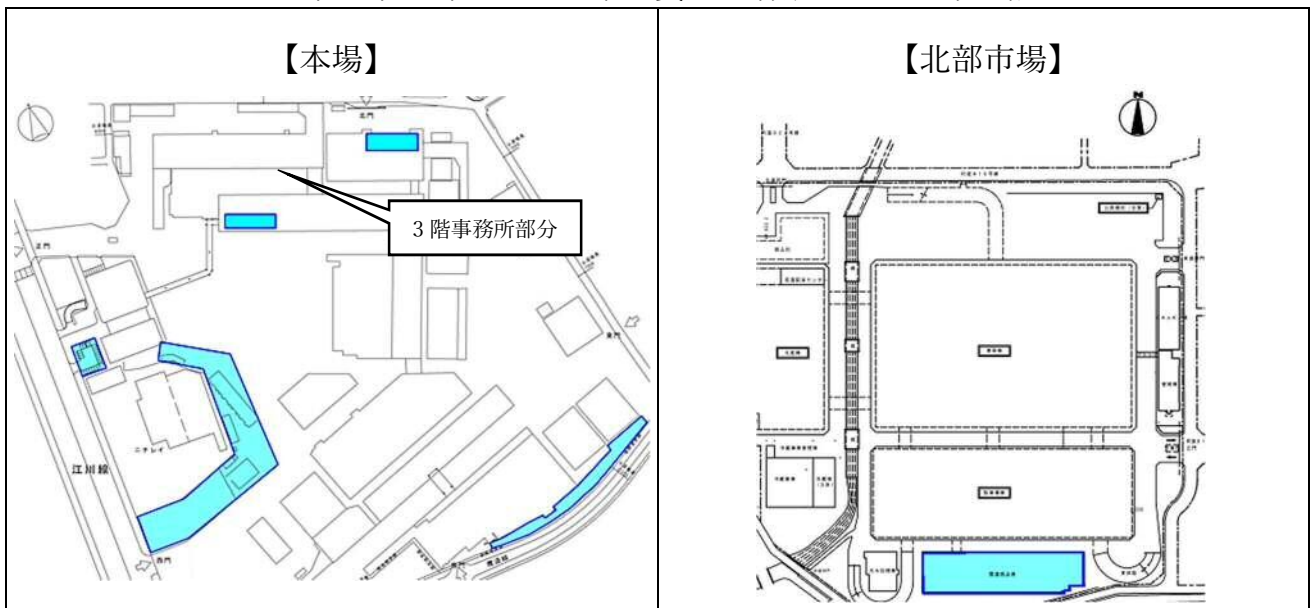
(1) ○資産の有効活用

名古屋市場の全体での入居率（使用許可面積）は、100%に近い水準で推移しているが、各市場の事務所などの空き施設が一定程度存在していることから、入居促進や現在の用途について再検討を行い、場内事業者にとって必要な機能を適切な規模に集約・再配置する検討を行う。

また、本基本方針における整備の実施後においても、市場を取り巻く環境の変化が想定されることから、時代の変化によって遊休化や廃止する施設が生じた際は、当該市場資産の他の機能への転用、建物の貸付や土地の売却など民間活力の活用可能性も含め、市場経営の効率化に資する取組の検討を総合的に行う。

なお、北部市場の関連商品棟については、過去の耐震診断においてⅡ-1の評価⁶となっており、今後有効活用していくために耐震改修工事を行う。

<本基本方針における市場資産の有効活用の対象施設>



⁶ 違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはないが、震度6強から7に達する程度の大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

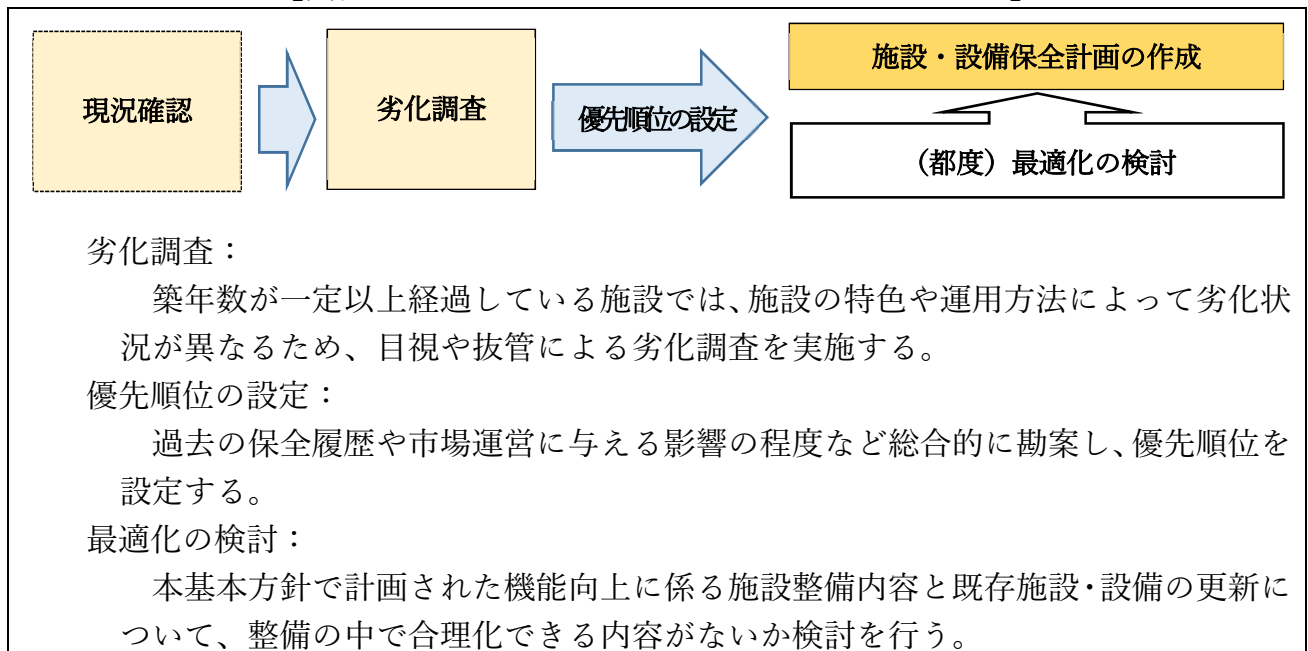
（２） ◎施設・設備保全計画の作成

各市場ともに建設後40年程度経過した建物が多く、これまでも日常的な維持補修等を適宜行っているところであるが、各施設の更なる老朽化が進む中で、市民生活を支える生鮮食料品等の供給機能等を止めるわけにはいかないことから、施設・設備の更新時期の平準化や工事の集約化を図るなど、ライフサイクルコストの最適化を踏まえた施設・設備に係る保全計画を作成する。

保全計画の作成にあたっては、以下の流れに沿って作成する。

なお、北部市場については平成27年度に基幹設備改修計画を作成しているため、当該内容を踏襲しつつ内容を更新する。

【図表４－２ 施設・設備保全計画の作成の考え方】



（３） □場内秩序の維持・改善の検討

生鮮食料品等の流通過程において、食料品の安定供給や衛生管理について適切に対応する社会的責任がある。関係法令の遵守などの徹底を図り、市民をはじめ、産地・実需者などからの信頼の確保・向上に引き続き努めていく。

また、各市場には、市場内外を繋ぐ出入口が複数あり、場内の車両混雑や保安上の課題があるため、場内交通ルールの刷新や入退場管理システムの導入を検討するなど、効果的な場内秩序の維持・改善方法を検討する。

<取組例>

・市場入退場に係る場内の保安の確保

場内交通ルールの刷新や入退場管理システムの導入を行い、市場への出入りに係る管理を行う。

・コンプライアンス研修の実施

外部講師などによるコンプライアンス研修を実施する。

（４） □場内事業者の経営の安定化

場内事業者の経営状況が悪化することにより、卸売市場が持つ機能が十分に発揮されない可能性があるため、場内事業者の適正かつ健全な運営の確保は重要である。

これまで、中小企業診断士による仲卸業者を対象とした経営相談事業や経営改善計画作成支援事業などを実施しており、今後も、場内事業者の経営の安定に向けた方策を検討する。

（５） ○整備・運営に係る官民連携手法の導入検討

地方公共団体の厳しい財政状況の中で、効率的かつ効果的な公共施設等の整備・運営を進めるために、国からも公共施設等の整備・運営に民間の資金、技術的能力を活用する検討が求められていることから、本基本方針における整備・運営に係る民間活力の導入可能性を検討した。

【整備手法】

民間事業者が公共施設等の整備等を担う手法として、P F I（B T O⁷方式など）、D B O⁸方式、D B⁹方式などが想定されるが、今回の再整備は、改修型の再整備であり、物理的・法制的制約のもとに設計・施工する必要があること、また、設計・施工にあたっては、多数の場内事業者の意向調整を踏まえる必要があることから、事業全体として限りなく仕様発注に近くなり、民間の技術的能力などの活用が限定的になるとともに、コスト削減が見込みにくいことから、従来発注方式を基本とすべきと考えられる。一方で、今後、一定のまとまった規模の建物の新設を行う場合には、当該建物に係るP F I手法などの導入可能性の検討を行う。

なお、施設・設備の整備について、場内事業者自ら整備することで、ニーズへの機動的な対応が可能になるなどの利点もあるため、機能に応じてその分担の調整を行う。

⁷（Build Transfer Operate）民間事業者が施設等を建設し、施設完成直後に公共施設等の管理者等に所有権を移転し、民間事業者が維持・管理及び運営を行う事業方式。

⁸（Design Build Operate）民間事業者が施設の設計・建設を行い、さらに施設の維持・管理及び運営も行う事業方式。P F I法による事業ではない。

⁹（Design Build）民間事業者が施設の設計・建設を行う事業方式。P F I法による事業ではない。

【運営手法】

民間事業者が公共施設等の運営等を担う手法として、指定管理者制度、包括的民間委託¹⁰、公共施設等運営権（コンセッション）方式¹¹などが想定されるが、他の中央卸売市場での導入実績は、65 ある中央卸売市場のうち大阪府中央卸売市場の指定管理者制度のみである。また、その担い手は、他の地方卸売市場の導入実績も含めてほとんどの場合、場内事業者で構成する団体や卸売業者などの場内事業者に限られている状況である。

このような状況から、運営に係る民間活力の導入については、卸売市場の運営における卸売業者や仲卸業者など多数の事業者の調整を要するなどの市場の持つ特性や他の卸売市場の動向などを踏まえ、場内事業者の意見を聴きながら、今後、慎重に検討を進める必要がある。

¹⁰ 複数業務化の要素を含んだ上で、適宜、複数年度化、性能規定化の要素を持つような、公共施設等の管理に係る業務委託。（包括的業務委託を規定する法制度がなく、その定義は一般的に定まっているものではないため、本基本方針では、「公共施設管理における包括的民間委託の導入事例集」（国土交通省）における定義を転用する。）

¹¹ 利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式で、PFI法に基づく事業。

【まとめ：重点項目ごとの取組一覧】

重点項目1：産地や消費者の期待に応える機能高度化

<◎ 整備・作成を進める取組>

取組事項	対応する環境・課題（主なもの）
施設の有蓋化範囲の拡大	食品衛生法の改正
温度管理機能の充実（卸売場の低温化）	食品衛生法の改正
温度管理機能の充実（仲卸低温保管庫の整備：青果）	食品衛生法の改正
温度管理機能の充実（仲卸店舗の低温化：水産物）	食品衛生法の改正
その他の衛生管理に係る取組の整備・検討 （衛生的なトイレへの改修）	食品衛生法の改正
ニーズの多様化に応える加工場の整備 （加工場の整備：青果）	食料消費形態の変化

<○ 検討を進める取組>

取組事項	対応する環境・課題（主なもの）
その他の衛生管理に係る取組の整備・検討 （防虫・異物混入対策）	食品衛生法の改正

<□ 方策を検討する取組>

取組事項	対応する環境・課題（主なもの）
その他の衛生管理に係る取組の整備・検討 （その他衛生管理に係る取組の徹底）	食品衛生法の改正
産地・実需者等との関係強化	食料消費形態の変化

重点項目2：日本の中央に位置する地の利を活かした物流拠点

<◎ 整備・作成を進める取組>

取組事項	対応する環境・課題（主なもの）
効率的な保管・配送機能の整備 （仲卸保管庫の整備・拡充：青果）	労働基準法の改正
効率的な保管・配送機能の整備 （パレット置き場の整備：青果）	労働基準法の改正

<○ 検討を進める取組>

取組事項	対応する環境・課題（主なもの）
情報通信技術導入のための環境整備	情報通信技術の進歩

<□ 方策を検討する取組>

取組事項	対応する環境・課題（主なもの）
場内動線の効率化の検討	場内物流の輻輳
拠点市場に向けた物流の高度化の検討	産地・実需者の大型化

重点項目3：社会的要請に応え、地域と共生する市場**<◎ 整備・作成を進める取組>**

取組事項	対応する環境・課題（主なもの）
環境配慮の推進（省エネ設備等の活用推進）	環境に配慮した整備・運営の必要性

<○ 検討を進める取組>

取組事項	対応する環境・課題（主なもの）
環境配慮の推進（資源・エネルギーの有効活用）	環境に配慮した整備・運営の必要性
福利厚生施設の整備	場内事業者の経営の安定化の必要性

<□ 方策を検討する取組>

取組事項	対応する環境・課題（主なもの）
環境配慮の推進（その他の環境配慮の取組の検討）	環境に配慮した整備・運営の必要性
市場への消費者理解の醸成や食文化の維持及び発展	卸売市場の役割・食の重要性に関する情報発信の必要性

重点項目4：災害時にも継続可能な生鮮食料品等の供給体制**<◎ 整備・作成を進める取組>**

取組事項	対応する環境・課題（主なもの）
災害対策の推進（本場の浸水対策）	災害時対応の必要性

<○ 検討を進める取組>

取組事項	対応する環境・課題（主なもの）
災害対策の推進（BCPの見直し）	災害時対応の必要性
災害対策の推進（非常用発電装置・蓄電池の整備）	災害時対応の必要性

<□ 方策を検討する取組>

取組事項	対応する環境・課題（主なもの）
災害対策の推進（その他災害対策の取組の検討）	災害時対応の必要性

重点項目5：社会インフラであり続けるための効果的な市場運営**<◎ 整備・作成を進める取組>**

取組事項	対応する環境・課題（主なもの）
施設・設備保全計画の作成	施設・設備の老朽化

<○ 検討を進める取組>

取組事項	対応する環境・課題（主なもの）
資産の有効活用（各場対象施設）	既存機能の有効活用の必要性
整備・運営に係る官民連携手法の導入検討 （整備に係る官民連携手法の検討）	社会的要請への対応（国・市の取組方針）
整備・運営に係る官民連携手法の導入検討 （運営に係る官民連携手法の検討）	社会的要請への対応（国・市の取組方針）

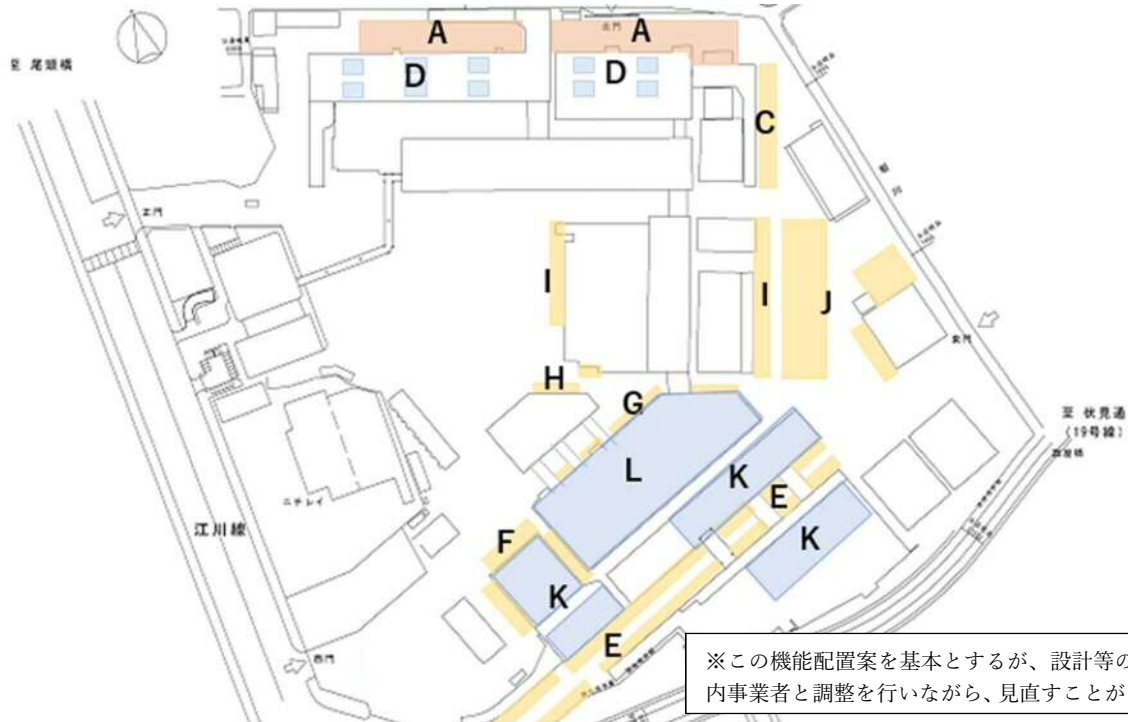
<□ 方策を検討する取組>

取組事項	対応する環境・課題（主なもの）
資産の有効活用（上記以外）	既存機能の有効活用の必要性
場内秩序の維持・改善の検討	場内の安全管理の必要性 コンプライアンス意識の浸透の必要性
事業者の経営の安定化	場内事業者の経営の安定化の必要性

第5章 整備・運営の内容（主な施設配置等）

以上の内容を踏まえた本場・北部市場の機能配置案・スケジュールは次のとおりである。

（1）機能配置案及び整備スケジュール（本場）



区分	部門	事項	整備内容
整備を進める取組	青果	スペースの増床	A 青果棟北側に2階2層の配送・仲卸保管加工施設を増設
		有蓋化	B パレット置き場の新設（場所は今後検討）
			C 青果棟東スロープに沿って有蓋化
		温度管理機能	D 青果卸売場の一部低温化
	水産物	有蓋化	E 水産卸棟・関連業務棟間を有蓋化
			F 水産卸棟（近海魚）の周囲を有蓋化
			G 鮮魚仲卸棟の周囲を一部有蓋化
			H 太物棟・塩干仲卸売場棟間を有蓋化
			I 塩干棟西側・東側を有蓋化
			J 塩干棟東側広場を有蓋化
		温度管理機能	K 水産卸売場を全面低温化
			L 水産仲卸売場の店舗を一部個別低温化
	市場全体	その他衛生管理設備	衛生的なトイレへの改修
		環境配慮機能	省エネ設備の活用推進
		災害対策	浸水対策の実施
検討を進める取組	市場全体	その他衛生管理設備	防虫・異物混入対策の設備整備
		情報通信機能	情報通信技術の導入のための環境整備
		環境配慮機能	資源・エネルギーの有効活用
		福利厚生施設	福利厚生施設の整備
		災害対策	災害対策設備の整備
		資産の有効活用	附属商店舗～西門周辺・青果棟3階事務所一部の有効活用

第5章 整備・運営の内容（主な施設配置等）

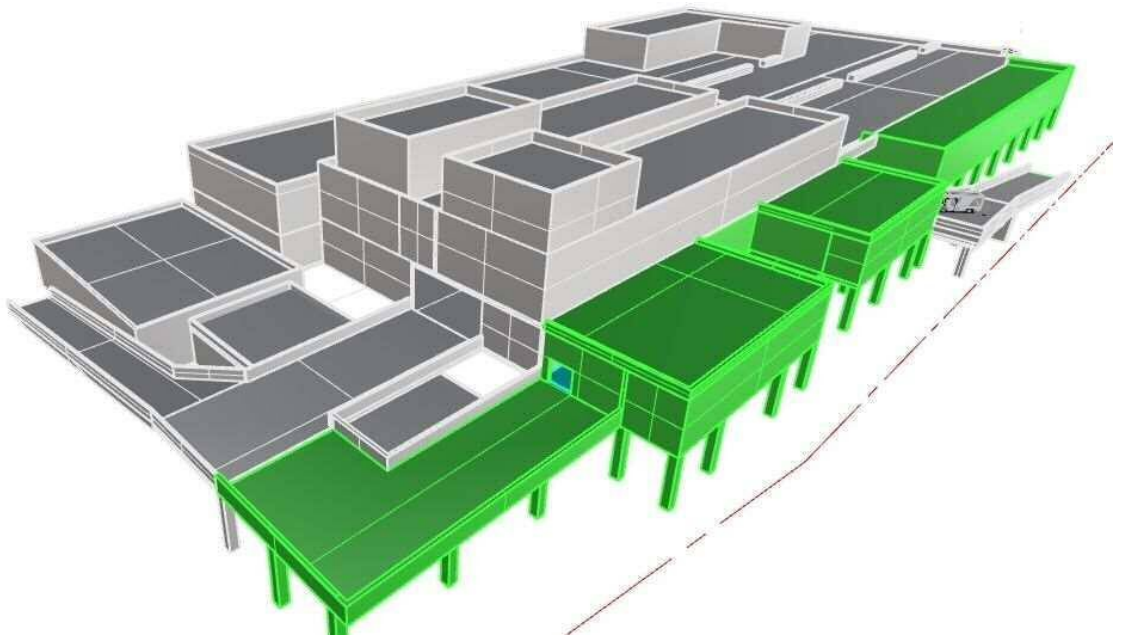
（現時点での想定であり、今後の調整で変更することがあり得る。）

整備項目			年度									
			R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14以降
整備を進める取組	設計準備											
	各種調査等	ボーリング調査や地中埋設物調査等の基本調査及び具体的な計画等の作成										
	青果											
	スペースの増床	A 青果棟北側に2階2層の配送・仲卸保管加工施設を増設			設計							
	有蓋化	B パレット置き場の新設（場所は今後検討）										
		C 青果棟東スロープに沿って有蓋化			設計							
	温度管理機能	D 青果卸売場の一部低温化						設計				
	水産物											
	有蓋化	E 水産卸棟・関連業務棟間を有蓋化			設計							
		F 水産卸棟（近海魚）の周囲を有蓋化			設計							
		G 鮮魚仲卸棟の周囲を一部有蓋化						設計				
		H 太物棟・塩干仲卸売場棟間を有蓋化						設計				
		I 塩干棟西側・東側を有蓋化						設計				
		J 塩干棟東側広場を有蓋化						設計				
	温度管理機能	K 水産卸売場を全面低温化						設計				
		L 水産仲卸売場の店舗を一部個別低温化			設計							
	市場全体											
	その他衛生管理設備	衛生的なトイレへの改修										
	環境配慮機能	省エネ設備の活用推進										
	災害対策	浸水対策の実施	設計									
検討を進める取組	市場全体											
	その他衛生管理設備	防虫・異物混入対策の設備整備										
	情報通信機能	情報通信技術の導入のための環境整備										
	環境配慮機能	資源・エネルギーの有効活用										
	福利厚生施設	福利厚生施設の整備										
	災害対策	災害対策設備の整備										
	資産の有効活用	附属商店舗～西門周辺・青果棟3階事務所一部の有効活用										

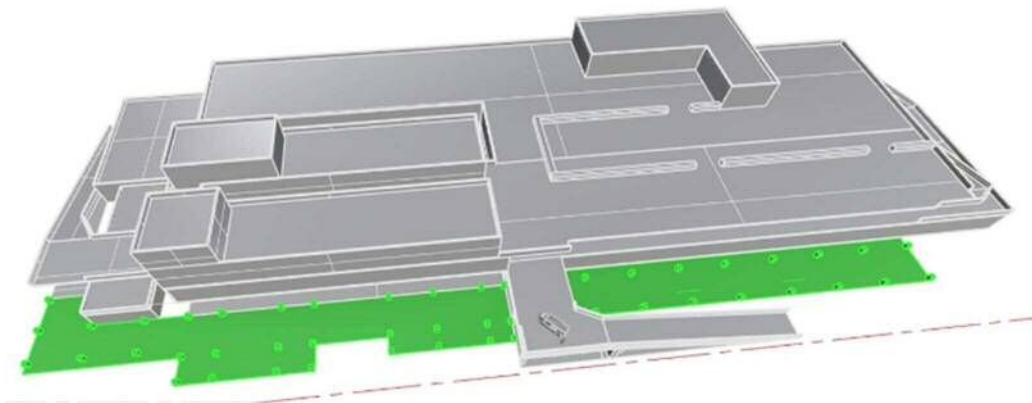
➡ はいずれかの時期に整備を行うことを目指す。

【図表5－1 青果棟北側に整備する2階2層の配送・仲卸保管加工施設 イメージ図】

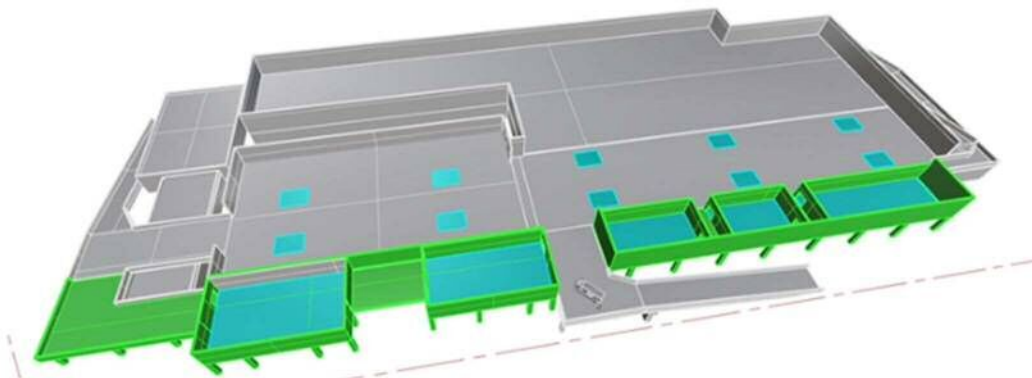
①全景



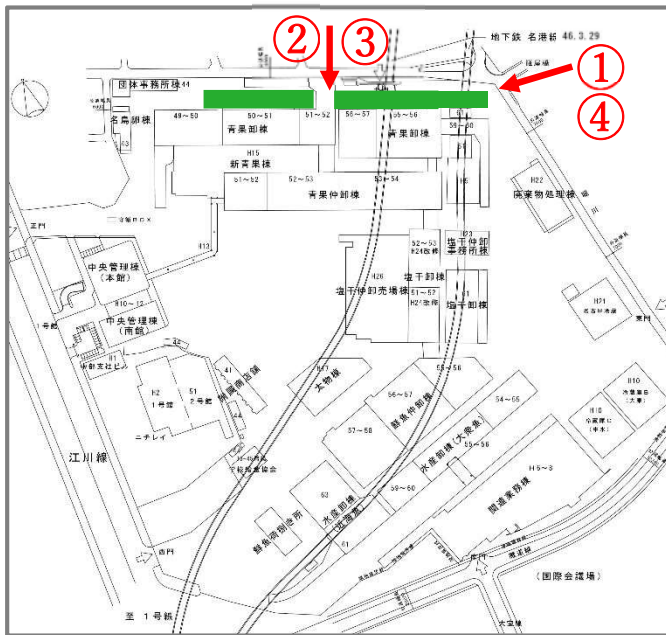
②1階部分 荷下ろし・積み等スペース



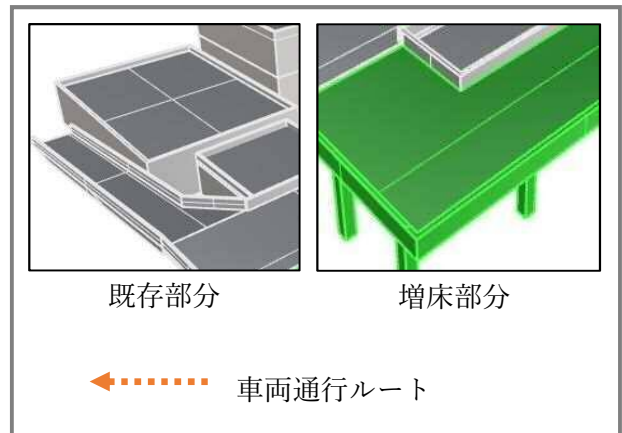
③2階部分 仲卸保管加工施設



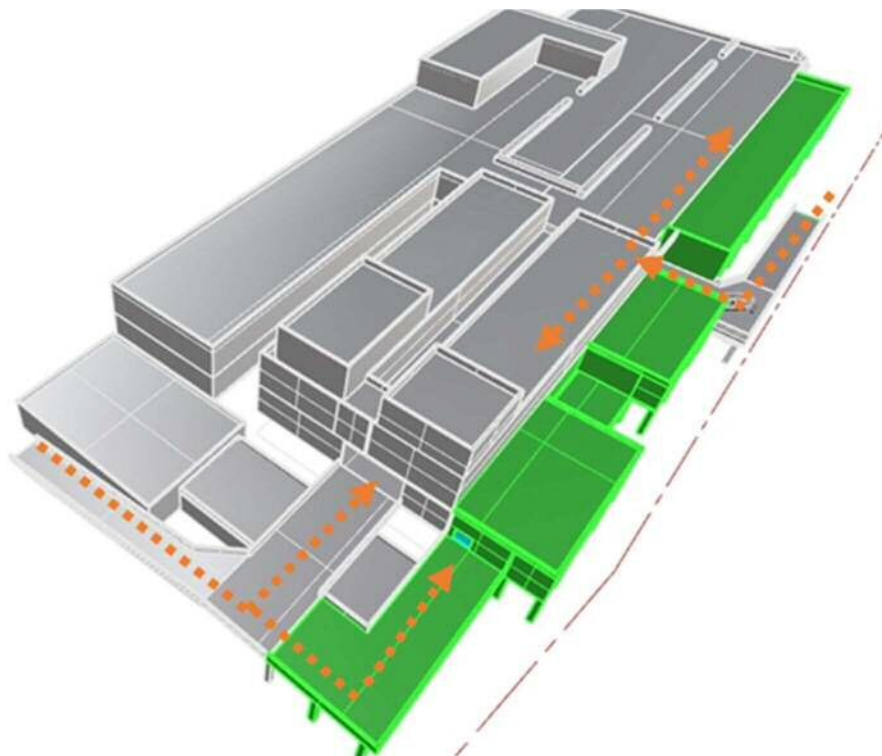
整備箇所及びイメージ図の視点



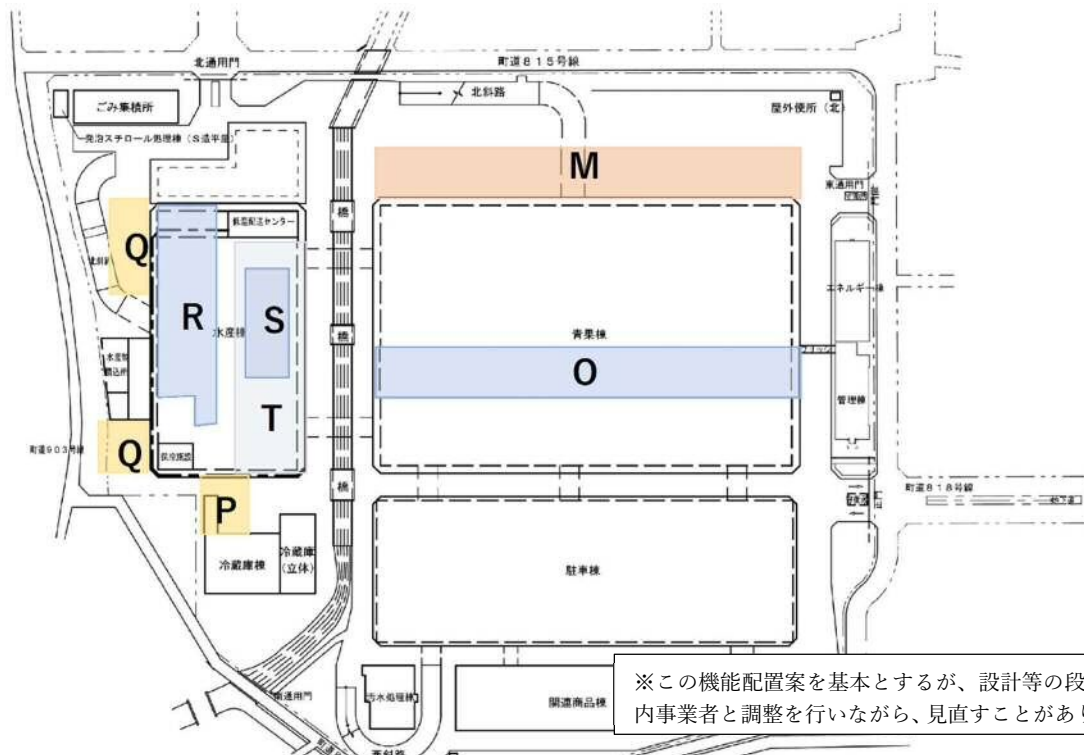
凡例



④動線イメージ



（2）機能配置案及び整備スケジュール（北部市場）



区分	部門	事項	整備内容
整備を進める取組	青果	スペースの増床	M 青果棟北側に2階1層の配送・卸売施設を増設
		有蓋化	N パレット置き場の新設（場所は今後検討）
		温度管理機能	O 青果卸売場の一部を仲卸低温保管庫に転用
	水産物	有蓋化	P 水産棟・冷蔵庫棟間を有蓋化
			Q 水産棟西側を有蓋化
		温度管理機能	R 水産棟卸売場を全面低温化
			S 水産棟仲卸売場の店舗を一部個別低温化
			T 水産棟仲卸売場の送風機の増強
	市場全体	その他衛生管理設備	衛生的なトイレへの改修
		環境配慮機能	省エネ設備の活用推進
		資産の有効活用	関連商品棟の耐震改修
検討を進める取組	市場全体	その他衛生管理設備	防虫・異物混入対策の設備整備
		情報通信機能	情報通信技術の導入のための環境整備
		環境配慮機能	資源・エネルギーの有効活用
		福利厚生施設	福利厚生施設の整備
		災害対策	災害対策設備の整備
		資産の有効活用	関連商品棟活性化に係る有効活用

第5章 整備・運営の内容（主な施設配置等）

（現時点での想定であり、今後の調整で変更することがあり得る。）

整備項目			年度							
			R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12 以降
整備を進める取組	設計準備									
	各種調査等	ボーリング調査や地中埋設物調査等の基本調査及び具体的な計画等の作成								
	青果									
	スペースの増床	M 青果棟北側に2階1層の配送・卸売施設を増設			設計					
	有蓋化	N パレット置き場の新設（場所は今後検討）								
	温度管理機能	O 青果卸売場の一部を仲卸低温保管庫に転用				設計				
	水産物									
	有蓋化	P 水産棟・冷蔵庫棟間を有蓋化			設計					
		Q 水産棟西側を有蓋化			設計					
	温度管理機能	R 水産棟卸売場を全面低温化			設計					
		S 水産棟仲卸売場の店舗を一部個別低温化			設計					
		T 水産棟仲卸売場の送風機の増強 ※1								
	市場全体									
	その他衛生管理設備	衛生的なトイレへの改修								
	環境配慮機能	省エネ設備の活用推進								
	資産の有効活用	関連商品棟活性化に係る有効活用（耐震改修） ※2								
検討を進める取組	市場全体									
	その他衛生管理設備	防虫・異物混入対策の設備整備								
	情報通信機能	情報通信技術の導入のための環境整備								
	環境配慮機能	資源・エネルギーの有効活用								
	福利厚生施設	福利厚生施設の整備								
	災害対策	災害対策設備の整備								
	資産の有効活用	関連商品棟活性化に係る有効活用								

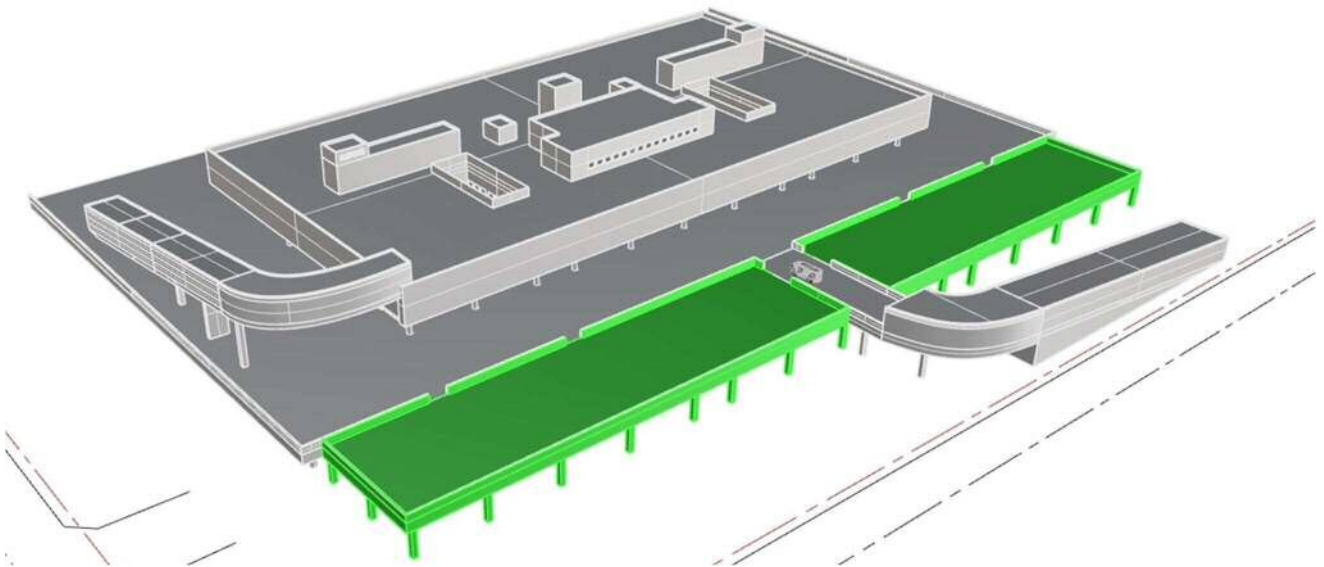
→ はいずれかの時期に整備を行うことを目指す。

※1 設計、施工を同一年度で想定している。

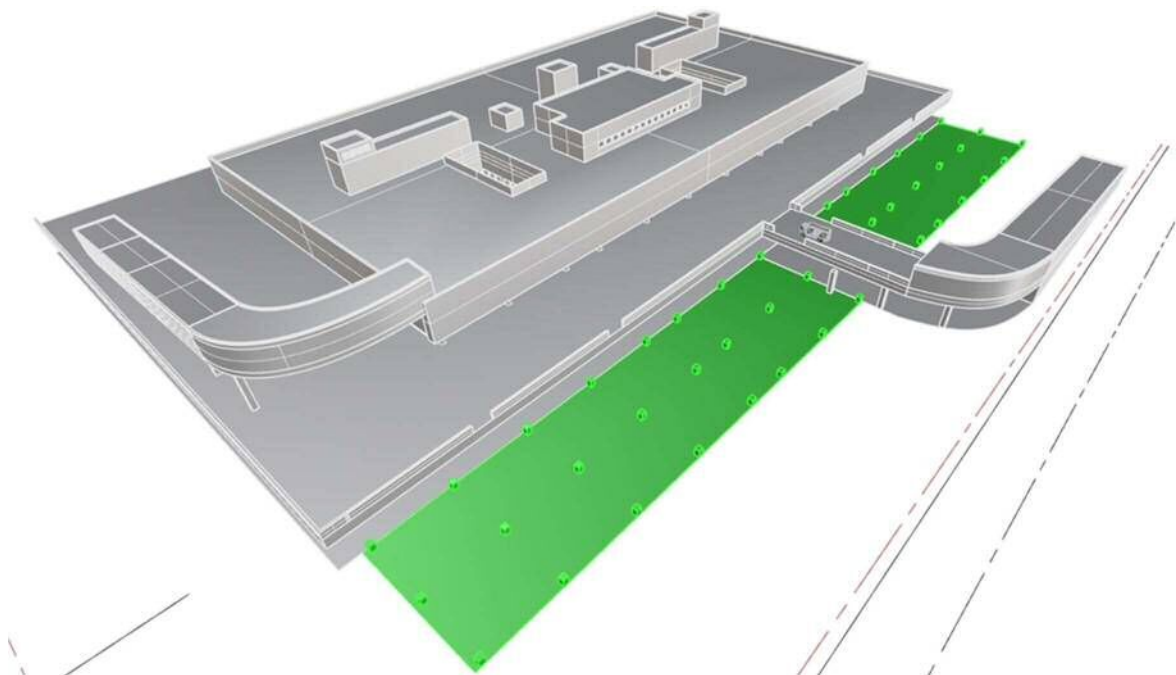
※2 耐震化工事は令和5年度設計及び工事発注、令和6年度に施工を想定している。

【図表5－2 青果棟北側に整備する2階1層の配送・卸売施設 イメージ図】

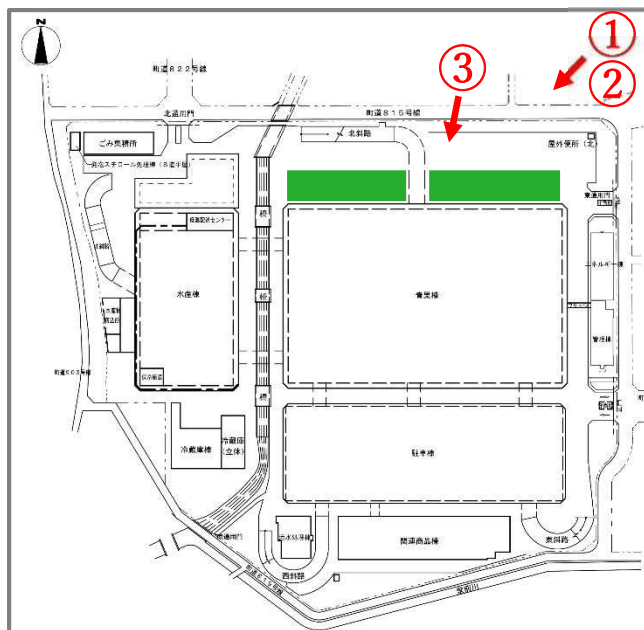
①全景



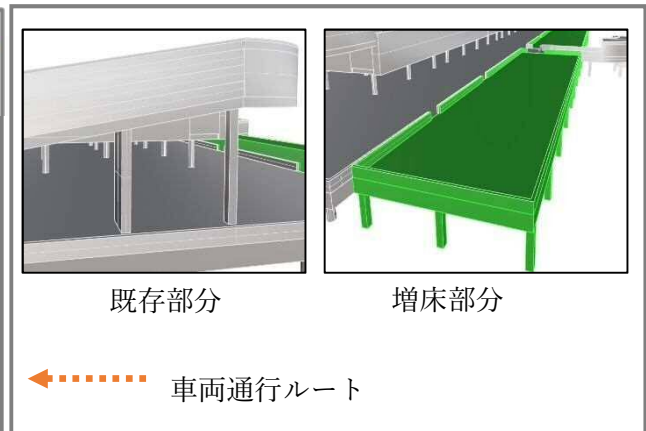
②1階部分 卸売場



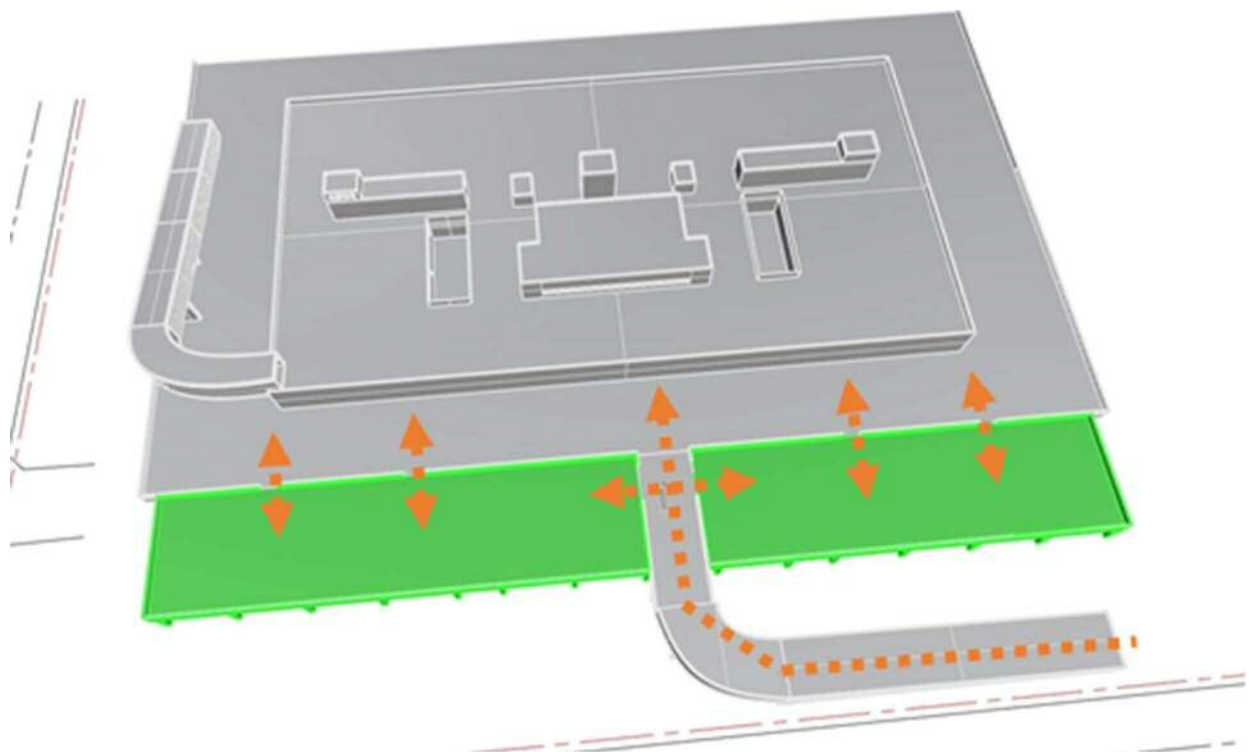
整備箇所及びイメージ図の視点



凡例



③動線イメージ



（３）整備スケジュールの考え方

整備にあたっては、場内事業者等と調整を行い、早期に着手できるように取り組むとともに、引き続き検討・調整が必要な事項についても諸条件の整理等を行い、内容の具体化・実施の必要性について検討を進める。

なお、整備については、以下の考え方のもと、順次それぞれの施設・設備を整備する。

- ・青果機能・水産物機能の整備時期の平等性
- ・工期の合理性（運営に配慮しつつ、同時施工が可能な工事の効率化）
- ・工法の合理性（工事に係る一時移転を可能な限り少なくする）

※整備スケジュールについては、現時点での想定であり、今後の調整で変更することがあり得る。

（４）総事業費

施設整備に係る総事業費¹は、約 150 億円と想定される。

総事業費については、施設の機能強化に係る整備内容の確定や設計を進める中で、整備主体の調整も併せ、今後精査していく。

また、整備にあたっては、国交付金の活用や愛知県との連携も含め検討を行い、健全な市場会計の確保を図っていく。

※今後の物価変動等による総事業費の増減があり得る。

（５）使用料の考え方

再整備後の市場使用料については、本基本方針に基づく市場機能高度化に要する概算事業費からは、ただちに増減するものではないが、今後要する基幹設備改修に係る費用や本基本方針で想定する総事業費を超過すること等により、使用料の見直しが必要となることも考えられる。

使用料の見直しについては、農林水産省「市場使用料について」に基づき、社会・経済情勢、特別会計の状況、場内事業者の経営状況などを総合的に勘案して、定期的かつ適切に行っていく。

¹ ここでいう総事業費は、各市場の機能配置案における「AからT」までの整備に要する事業費をいう。

結び

1. 事業推進体制

ここまで本基本方針では、市場機能の向上として、ハードにおける整備計画の側面とソフトにおける取組方針の側面を整理してきた。

本基本方針策定後は、この方針に基づいた整備に係る調整や取組方針の具体化を推進していく必要があるが、場内で業務を営む多数の事業者と開設者が一体となり、それぞれの事業・取組を着実に推進していくために進行管理及び目的等の共有を図る会議体を以下のように構成する。

会議体の構成にあたっては、中堅社員や現場担当者を参加させるなど、名古屋市場の将来を担う関係者の声を聞きながら、実現可能かつ効果的な展開に向けた情報共有等を行うものとする。

<事業推進体制（仮）>

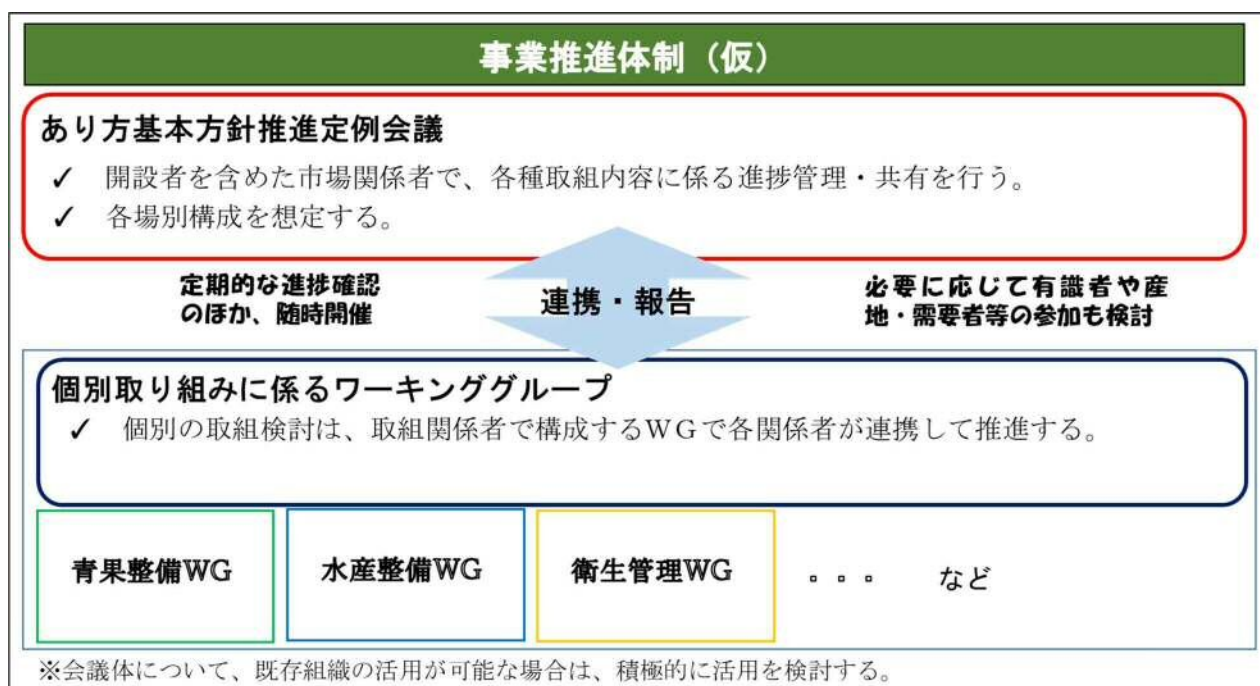
- ・あり方基本方針推進定例会議

開設者を含めた市場関係者で、各種取組内容に係る進捗管理を行う。

- ・個別取り組みに係るワーキンググループ

具体的な取組については、取組関係者で構成するWGを開催し、各関係者で連携して推進していく。

【図表 本基本方針に係る事業推進体制（仮）】



2. 名古屋市中心卸売市場の超長期の見通し

本場及び北部市場は、既存施設の活用を基本とする機能強化を本基本方針に基づいて実施していくが、2050～2060年には施設の大部分が築年数80年程度を迎えることになる。名古屋市公共施設等総合管理計画では、施設の長寿命化にあたっては、概ね80年程度建物を使用することが目標となっているため、当該目標に修正がなければ、2050～2060年頃には大規模な再整備が必要と見込まれる。

将来の整備にあたっては、市場全体の物流の最適化や規模の最適化を含めた市場の全面改築整備が望ましいと思われる。また、全面改築にあたっては、市場運営を継続しながらの再整備が必要であり、人口構造の変化など取り巻く環境変化に従った整備が求められることから、移転統合や余剰地の創出などの可能性を含めた調査・検討を実施する。

特に移転再整備の検討にあたっては、移転用地の確保も必要となるため、先述のとおり市場運営の継続の必要性を念頭に計画的な調査・検討を行う。

(参考)

あり方基本方針に係る検討経緯等

1-1 名古屋市中央卸売市場のあり方検討会

本基本方針を策定するにあたって、市場関係者・有識者・名古屋市で構成する「名古屋市中央卸売市場のあり方検討会」を令和3年度から開催し、検討を進めてきた。

1-2 名古屋市中央卸売市場のあり方検討会構成員名簿

名古屋市中央卸売市場のあり方検討会の構成員は次のとおり。

(順不同・敬称略)

区 分	職 名	氏 名
有 識 者	関西大学大学院会計研究科 教授	柴 健 次
	広島修道大学 学長	矢 野 泉
	名古屋市立大学大学院芸術工学研究科 教授	鈴 木 賢 一
卸 売 業 者	名古屋青果株式会社代表取締役社長	吉 田 真太郎
	セントライ青果株式会社取締役	早 瀬 行 正
	中部水産株式会社代表取締役社長	脇 坂 剛
	大東魚類株式会社代表取締役社長	鯉 沼 一 光
	名古屋海産市場株式会社代表取締役社長	山 下 達 也
	セントライ青果株式会社代表取締役社長	小 坂 芳 則
	名北魚市場株式会社取締役会長	二 村 信 幸
仲 卸 業 者	名古屋市中央卸売市場本場青果卸売協同組合理事長	西 脇 誠
	名古屋鮮魚卸協同組合理事長	岩 田 一 也
	名古屋水産卸協同組合理事長	服 部 吉 茂
	名古屋北部市場青果卸売協同組合理事長	小 川 満 保
	名古屋北部青果第一仲卸協同組合理事長	西 脇 正 導
	名古屋市北部水産卸協同組合理事長	伊 藤 哲 夫
売 買 参 加 者	名古屋本場青果買受協議会会長	小 杉 利 憲
	名古屋北部市場買参者協会会長	須 田 勇
名 古 屋 市	経済局商業・流通部長	杉 山 拓 也

1 - 3 名古屋市中央卸売市場のあり方検討会の開催経緯

令和3年6月の第1回検討会から、本基本方針策定に向けて、施設整備の内容・導入機能・運営の方向性等について意見交換・調整を行った。

開催日	会議名	議題
令和3年 6月4日	第1回検討会	1 開会、構成員紹介及び座長の決定 2 名古屋市中央卸売市場のあり方についてのこれまでの検討状況 3 今後の名古屋市中央卸売市場のあり方検討会の進め方 4 令和2年度名古屋市中央卸売市場のあり方検討連絡会のまとめ・検証 5 その他
令和3年 7月30日	第2回検討会	1 前回検討会の主な意見について 2 令和2年度名古屋市中央卸売市場のあり方検討連絡会のまとめ・検証 3 基本方針について 4 今後の検討事項とスケジュールの修正について 5 その他
令和3年 12月10日	第3回検討会	1 各場の取扱目標数量について 2 再整備コンセプトについて 3 各場の課題整理及び解決策について 4 今後の予定について 5 その他
令和4年 5月27日	第4回検討会	1 本場及び北部市場の機能配置等の検討について 2 動線調査結果について 3 本場及び北部市場の課題解決策の検討について 4 その他
令和4年 9月1日	第5回検討会	1 あり方基本方針における取扱目標数量について 2 構造耐久性調査結果概要について 3 本場及び北部市場の機能整備検討に係る現状報告 4 あり方基本方針の内容について (1) コンセプトと重点項目 (2) ソフト面等の取りまとめイメージ (3) 基本方針に基づく事業等の推進体制について 5 その他
令和4年 11月29日	第6回検討会	1 名古屋市中央卸売市場のあり方基本方針（案）について 2 その他
令和5年 3月25日	第7回検討会	1 名古屋市中央卸売市場のあり方基本方針（案）について 2 その他

2-1 名古屋市中央卸売市場のあり方検討会部会

本基本方針を策定するにあたって、より具体的な検討・調整を行うため、検討会の下部組織として、市場関係者・名古屋市で構成する「名古屋市中央卸売市場のあり方検討会部会」を開催し、本場及び北部市場それぞれの部会を組織し、検討を進めてきた。

2-2 名古屋市中央卸売市場のあり方検討会部会構成員名簿

名古屋市中央卸売市場のあり方検討会部会の構成員は次のとおり。

本場部会

(順不同・敬称略)

区 分	職 名	氏 名
卸 売 業 者	名古屋青果株式会社代表取締役社長	吉 田 真太郎
	セントライ青果株式会社取締役	早 瀬 行 正
	中部水産株式会社代表取締役社長	脇 坂 剛
	大東魚類株式会社代表取締役社長	鯉 沼 一 光
	名古屋海産市場株式会社代表取締役社長	山 下 達 也
仲 卸 業 者	名古屋市中央卸売市場本場青果卸売協同組合理事長	西 脇 誠
	名古屋鮮魚卸協同組合理事長	岩 田 一 也
	名古屋水産卸協同組合理事長	服 部 吉 茂
売買参加者	名古屋本場青果買受協議会会長	小 杉 利 憲
名 古 屋 市	経済局商業・流通部長	杉 山 拓 也

北部市場部会

区 分	職 名	氏 名
卸 売 業 者	セントライ青果株式会社代表取締役社長	小 坂 芳 則
	名北魚市場株式会社取締役会長	二 村 信 幸
仲 卸 業 者	名古屋北部市場青果卸売協同組合理事長	小 川 満 保
	名古屋北部青果第一仲卸協同組合理事長	西 脇 正 導
	名古屋市北部水産卸協同組合理事長	伊 藤 哲 夫
売買参加者	名古屋北部市場買参者協会会長	須 田 勇
名 古 屋 市	経済局商業・流通部長	杉 山 拓 也

2-3 名古屋市中心卸売市場のあり方検討会部会の開催経緯

令和3年9月の第1回検討会部会から、本基本方針策定に向けて、施設整備の内容・導入機能・運営の方向性等について意見交換・調整を行った。

本場部会

開催日	会議名	議題
令和3年 9月16日	第1回部会	1 市場のあり方検討会 部会想定スケジュール 2 取扱目標数量の設定、施設規模・機能別面積の設定について 3 本場の現状把握及び課題整理 4 コンセプトの設定について 5 その他
令和3年 10月21日	第2回部会	1 取扱目標数量の設定について 2 本場の現状把握及び課題整理 3 コンセプトの設定について 4 その他
令和3年 11月25日	第3回部会	1 本場の課題解決策について 2 その他
令和4年 1月27日	第4回部会	1 本場の課題解決策に対する実現可能性の検討 2 場内動線調査について 3 その他
令和4年 3月17日	第5回部会	1 本場の機能配置等の検討について 2 動線調査結果について 3 その他
令和4年 7月21日	第6回部会	1 「名古屋市中心卸売市場あり方基本方針」策定にかかる現状報告と今後のスケジュール等 2 本場の機能配置等にかかる検討のための事業者ヒアリングについて 3 あり方基本方針における取扱目標数量について 4 その他
令和4年 11月1日	第7回部会	1 本場の機能配置等について 2 その他
令和5年 1月26日	第8回部会	1 あり方基本方針案の推敲について 2 議会報告における基本方針案に対する意見の取扱いについて 3 その他
令和5年 2月24日	第9回部会	1 あり方基本方針案について 2 その他

北部市場部会

開催日	会議名	議題
令和3年 9月24日	第1回部会	1 市場のあり方検討会 部会想定スケジュール 2 取扱目標数量の設定、施設規模・機能別面積の設定について 3 北部市場の現状把握及び課題整理 4 コンセプトの設定について 5 その他
令和3年 10月22日	第2回部会	1 取扱目標数量の設定について 2 北部市場の現状把握及び課題整理 3 コンセプトの設定について 4 その他
令和3年 11月24日	第3回部会	1 北部市場の課題解決策について 2 その他
令和4年 1月21日	第4回部会	1 北部市場の課題解決策に対する実現可能性の検討 2 場内動線調査について 3 その他
令和4年 3月24日	第5回部会	1 北部市場の機能配置等の検討について 2 動線調査結果について 3 その他
令和4年 7月25日	第6回部会	1 「名古屋市中心卸売市場あり方基本方針」策定にかかる現状報告と今後のスケジュール等 2 北部市場の機能配置等にかかる検討のための事業者ヒアリングについて 3 あり方基本方針における取扱目標数量について 4 その他
令和4年 10月31日	第7回部会	1 北部市場の機能配置等にかかるヒアリング結果の確認について 2 ソフト面等の取りまとめイメージ 3 基本方針策定までのスケジュール 4 その他
令和5年 1月24日	第8回部会	1 あり方基本方針案の推敲について 2 議会報告における基本方針案に対する意見の取扱いについて 3 その他
令和5年 3月3日	第9回部会	1 あり方基本方針案について 2 その他

名古屋市経済局商業・流通部市場流通室
〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号
電話:(052)972-2439 FAX:(052)972-4138